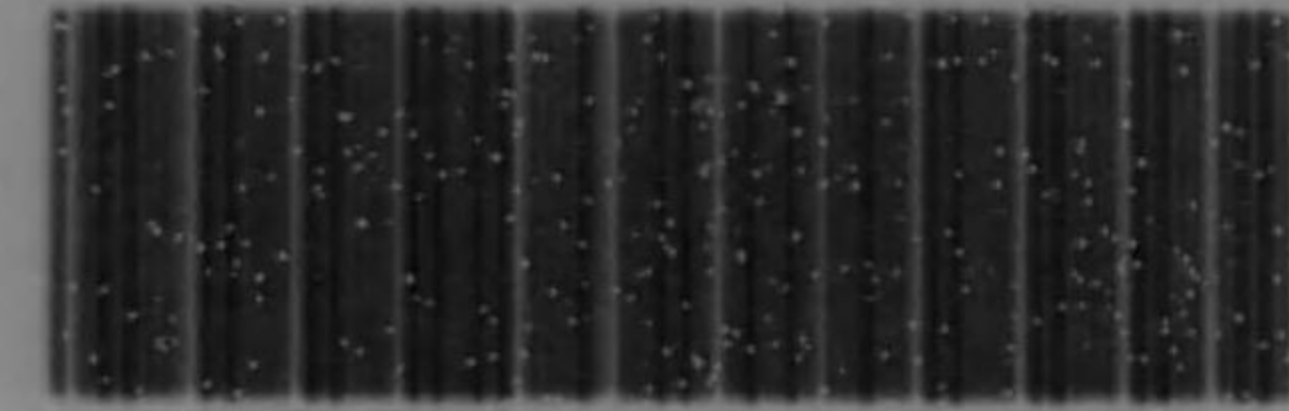


3104  
U.36



\* 0003181000 \*

0003181-000

310.4-U36ウ

新生日本と民主主義

植原悦二郎・著

二葉書店

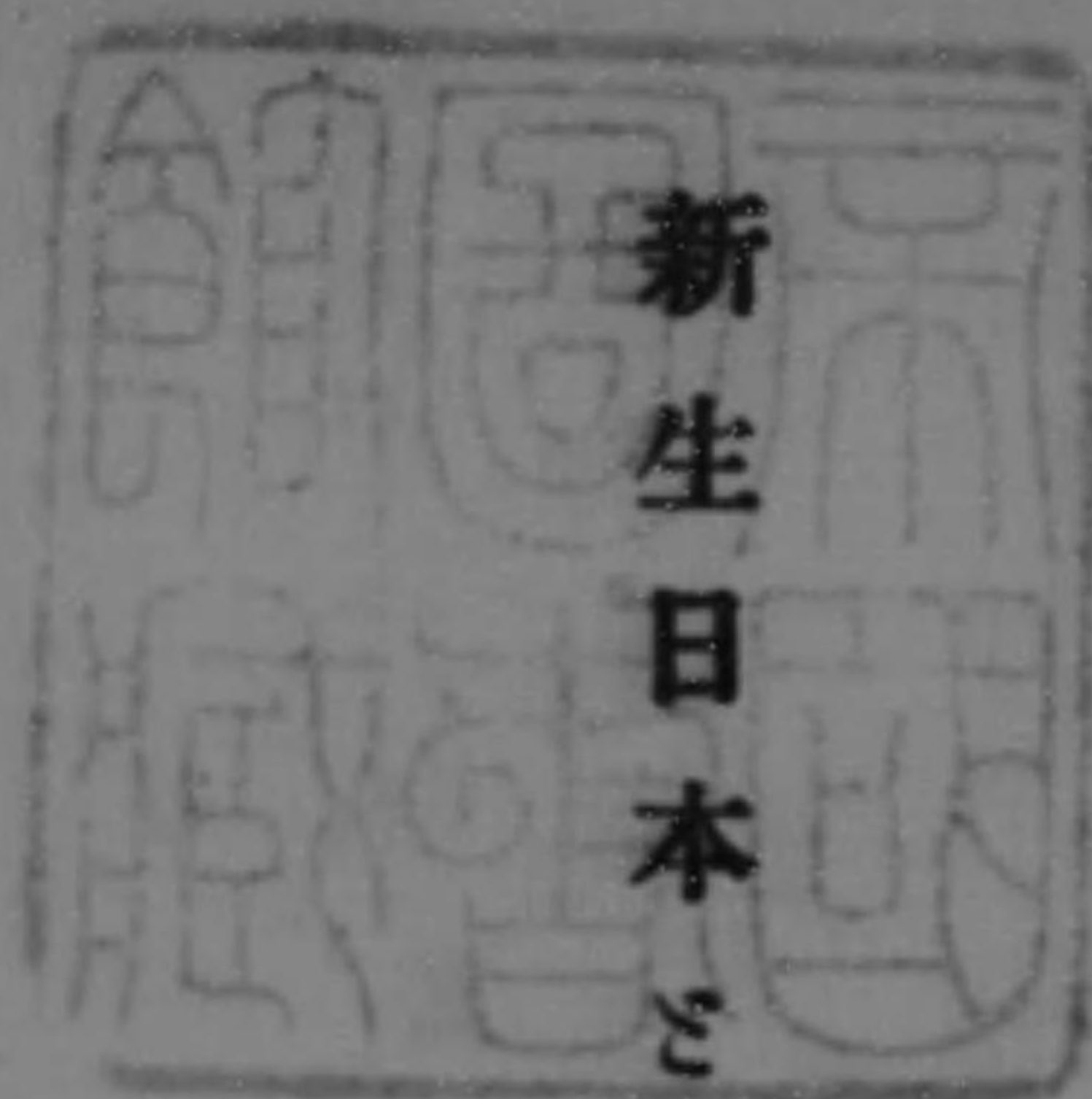
昭和20

ABA

25 5 2

2,255

310.4  
U36



新生日本

民主主義

(憲法改正論)

植原悦二郎著



983  
186

帝皇の憲法は不在  
日本は憲法を改訂すべし

目次

序に代へて……………(一)

一 政治機構の民主化……………(一)

一、帝國憲法と地方自治……………(一)

二、帝國憲法と議會中心政治……………(五)

三、憲法第五十五條と責任内閣……………(二)

四、帝國憲法と國民の自由と權利……………(二七)

五、帝國憲法と帝國議會……………(三三)

六、帝國憲法と統帥權問題……………(三七)

七、帝國憲法と議會の會期……………(四)

八、帝國憲法と貴族院改革……………(六)

九、帝國憲法と其第七十三條……………(四五)

一〇、樞密院官制の改正……………(五〇)

一一、帝國憲法と選舉法……………(五三)

一二、帝國憲法と議院法……………(六三)

2 デモクラシイの哲理……………(六九)

①、民主主義の由來……………(六九)

二、デモクラシイと國家の概念……………(七三)

三、デモクラシイと優良生活……………(八〇)

四、知識の發達と欲求の擴大……………(八七)

五、デモクラシイと機會均等……………(九一)

3 デモクラシイの政治上のデモクラシイ……………(九七)

①、民主政治と衆愚政治……………(九七)

二、初期のデモクラシイ……………(一〇三)

三、デモクラシイと立憲代議政體……………(一〇六)

四、デモクラシイと兩院制度……………(一一〇)

五、デモクラシイと責任内閣……………(一一三)

六、デモクラシイと地方自治……………(一一八)

④ 經濟上のデモクラシイ……………(一二〇)

一、勞資兩階級の軋轢とデモクラシイ……………(一二〇)

二、中間的勞資協同經營制……………(一二五)

三、經濟上の機會均等主義……………(一二九)

四、デモクラシイと税制問題……………(一三三)

⑤ 社會上のデモクラシイ……………(一五)

一、デモクラシイと階級制度……………(一五)

二、デモクラシイと結婚制度……………(一五)

三、デモクラシイと宗教制度……………(一五)

序に代へて

いよいよ日本に於て民主的政治實現の曙光を認めらるゝやうになつた。併し之れは敗戦の結果、外からの指導と刺戟とに由るもので、國民の覺醒に依り、内から湧き上つたものではない。従つて此處に大きな弱味がある。

第一世界戦後、我國にも一時デモクラシイの洪水が氾濫した。此戦争もカイザルの獨裁政治と英米佛等の民主主義との戦であつた。そして民主主義國家が勝利を占め、世界平和の爲めに國際聯盟なるものが創設された。當時我國は、聯合國の一員として戦勝國であり、所謂五大強國の一として國際聯盟に加盟し、英米佛等と共にデモクラシイを高唱したものである。併し之れも實は内から生じたものではなくして、外部からの刺戟と、戦勝國の伍班に列したといふ持

的な附随に過ぎなかつた。其結果、數年ならずして我國のデモクラシイは全く其影を潜め、寧ろ反動的にムツソリーのフッフシズムやヒットラーのナチ

ズムが全盛を極め、教育も政治も、経済も産業も、全く之れに壟断せらるゝの  
觀を呈した。そして夫れが太東亞戰の導火線となり、遂に慘めなる大敗北を喫  
するに至つたのであるが、今日はその又反動として再びデモクラシイが唱へら  
れて居る。けれども之れも亦多くは一種の口頭禪としか思はれぬ。デモクラシ  
イの實現には何よりも國民の自覺が第一要件でなければならぬ。

⑥ 專制政治は容易に實現され得るものである。一人若くは少數の強力者があつ  
て、之れが政權を握つて獨斷專行すればよいのであつて、國民の自覺も覺醒も  
要せぬからである。否を國民が無智蒙昧であればある程便宜なのである。之れ  
に反して民主主義政治の實現は最も困難である。それには第一に國民の自覺と  
覺醒とが必要だからである。凡ての國民が自己の存在を自覺し、責任を重んじ  
協同生活の義務を果たすやうにならなければ、民主主義政治の實現は期し得ら  
れない。それには國民教育が基礎である。然るに過去數年間、我國の教育を支  
配せる觀念は“國防國家”の四字に盡きてゐた。國防國家とは、國家は戰爭を

することを目的とするものにして、國民は戰爭の機具たるへし」との觀念に外な  
らない。小學より大學に至るまで、此一貫せる主張に依つて指導され教育され  
たのである。先づ之れを徹底的に掃蕩して個性尊重の教育を全國民の間に浸透  
せしめなければ民主政治の基礎は培はれぬ。又政治に就いて言へば、此間政府  
は勿論、議會に到る迄、ナチズムに依りて風靡されて居つた。然るに此等政治  
の局に當りし全體主義者等が、一朝にして自由主義及び民主主義に豹變したの  
では、眞のデモクラシイは決して實現されぬ。のみならず過去數年間、我國財  
政・經濟・産業等の指導者等は、嫌んにナチズムのイデオロギイに依つて統制  
經濟を強制した。而して此等の夕にナチズムを唱へ、且に自由主義を唱へる人  
人が、相變らず斯界の中心となつてゐる。これでは民主主義の經濟機構や社會  
組織が完成される道理はない。

一體我國には、封建時代の餘習に依り、今に“長い者に巻かれよ”  
主義者が少くない。民主主義の實現に便乗主義は禁物である。民主

的に實現する爲めには、主義主張より生ずる不動の信念に基くものならぬ。選挙を行ふにも、主義政策が本である。選挙民は自己の生活として政黨の主張する主義政策を吟味し、之れに依つて投票を行ふものばならぬ。即ち政黨は主義主張を根柢として立ち、政策を以て臨み、其實行を選挙民に公約するのである。選挙民は之れに依つて投票するのであるから、政黨は其同志が議會に於て多数を占めた場合には、必ず其實行の責任を負はなければならぬ。されば民主政治の實現の爲めには、政黨は必ず主義政策を以て集合するものでなければならぬ。然るに民主政治を唱へながら、現在組織されつつある政黨を見るに、猶舊態依然、個人を中心として離合集散して居るやうであるのみならず、時に東條大將や、軍國主義者の提灯持をした者で、今日自由主義の念佛を唱へて恬として恥づる所を知らない者が多数である。而して其首領も亦、親分子分の觀念や情實本位に依りて政黨を組織し、其指導者を定めんとしつゝ、あるやの變ひを免れないやうである。斯かる状態に於て、民主政治の實現は到底期待されぬ。

今や我國は前代未聞の大變革に直面して居る。此非常の場合、眞に國家指導の任に當らんとする者は、教育・政治・經濟・産業の孰れの方面にせよ、極めて強き信念と、良心的行動を有する人でなければ之れを委ねることは出来ぬ。從來ナチズムのイデオロギーを以て國民を指導し來れる者は、新日本の建設に際し、速かに責任を負つて退却すべきである。ナチズムのイデオロギーを以て國民を指導し來れる者が、一夜に其看板を捨て替へて民主國家の指導者たらんとするが如きは、厚顔無恥も甚だしい。所謂戦争犯罪人や戦争責任者の處罰も固より必要であるが、過去數年間、斯かる誤れる指導的又は宣傳的立場を占めた人々が、此際總退却せぬ限り、健全なる民主主義國家の建設は實現されぬ。

概して言へば、世界の文明國民中、我國民程言行の矛盾に對して無關心なる國民は稀である。大東亞戦争中、我國の指導者は、口を開けば即ち曰く「此戦争は歐米の搾取より十億の亞細亞民族を解放し自由國家を建設せしめんが爲め



だ」と。凡そ之れほど不可思議な主張はない。戦争中我國民は、思想の自由も言論の自由も、宗教の自由も、更に恐怖よりの自由も、悉く禁ぜられ、隣組や電車や汽車の中に於て、隣人と語り合ふ自由をさへも禁ぜられ、軍閥や官僚政治家の前に奴隸の如く屈從したものではないか。自己を解放し能はざる國民が大東亞十億の民族を解放するなどは矛盾も甚だしい。然るに世の所謂指導者も多数國民も敢て之れを異とせず、今日に至つても尙ほ恬然として我關せざるが如き状態である。斯かる無責任なる指導者が、時局の急轉に遭ふや、忽ちにして自由主義者に變貌し、民主主義に迎合し、相變らず社會の前線に立つて居るが如き有様では、到底眞のデモクラシーは實現されない。

政治家や實業家や教育家が發聲を欲められたばかりでない。最も自由ならざるべからざる言論文章を生命とする新聞雜誌でさへ、全く其自由を奪はれ、其全紙面は宛然官報の如き觀を呈するに至つた。否らざれば廢刊を命ぜられた斯かる状態の下に於て、新聞雜誌が全面的に全體主義宣傳の機關と成り了つた

ことは已むを得ないであらう。而もパンの爲めに其職を保つ丈けの者は姑らく問はず。全體主義の信奉者となりて言論機關に依りて活動した人々は、此場合當然其進退に就き考慮すべきであらう。新日本の建設は容易の業ではない。民主主義の概念に徹底し、平和主義の國家を建設するに非ざれば日本の將來は救はれない。此爲めには言論文章に依りて世を指導する人々が、差當り最も重要な任務を果たさなければならぬ。國民教育は根本であるけれども、之れは一朝一夕に役立たぬとすれば、取敢へず民主主義平和國家建設の爲めに國民指導の任に當る者は言論機關でなければならぬ。然るに此第一陣に立つ者がイデオロギーの豹變者では正しい國家の指導は出来ぬ。國家百年の爲めに、言論界に於ける曾てのナチズムの指導者は、此際良心的に退却すべきだと思ふ。

昨今日本の慘境たる敗北に對し“國民總懺悔”の聲を耳にするが、此理由は理解出来ぬ。國策を誤り、國民を欺き、自己の野心の爲めに國家を斯かる慘狀に陥れたる戦争指導者等は、固より簡單な懺悔位のことでは大罪を償ふことは

出来ぬであらう。けれども政府の命令を尊重し、之れに服従して、家をも身をも忘れ、忠實に戦場に闘つた兵士達や、工場に於て精勤して居た労働者、自らの食糧を節約して迄も供出米を提供し、雨露を冒して農作物の増産に力め來たつた農民達は、一體何を懺悔すべきであるか。斯かる主張は、全體主義の觀念以外に起ることではない。斯かる人々こそ國家を危険に導いた全體主義のイデオロギーを相變らず把持してゐる人々に違ひない。又現在民主主義を唱へ乍ら戦争に協力せざりし者を非愛國者と敬し、戦争責任者も悪いが戦争に協力せざりし者も同罪だといふが如き主張をして居る者がある。これは眞に奇怪なる言と謂はねばならぬ。斯かる人々は、民主主義の何物たるかを理解せず、單に便乗せんが爲めに之れを唱へて居るに違ひない。何となれば民主主義の政治の下に於ては、如何なる場合に於ても、政府當局者の政策に反對する者のあることを前提とされる。而も言論が自由であるから各々其信ずる所に向つて之れを主張する。時としては國家の戦争政策に對しても猛烈に反對することもある。

賛成も反對も齊しく國家を思ふからである。國家に不利と信ずる戦争に加擔せず、之れに協力せざることが非愛國者であつて、是が非でも國家の戦争に協力することが愛國者であるといふのは、全體主義以外に通用せざる議論である。民主主義に關する論議の旺盛なる今日、兎も角も表面民主主義者を標榜する者から斯かる議論を聽くのみならず、日本の政治を民主化することも前途遠慮と謂はねばならぬ。

さて民主主義の國家を建設せんとすれば、最近嫌んに行はれつゝある憲法改正問題に就いては、朝野の間に第一層論究されて然るべきだと思ふ。それが研究である限り、政府も熱心に之れを爲すが可、内府で研究すること固より差支無し、政黨も國民も眞剣に研究すべきである。憲法は千古不磨の大典、一定不變のものと思ふべきでない。時代の變遷に伴うて變化もし、發達もするのが當然である。唯併し憲法は國體組織の根本法であるが故に、普通の法律の如く屢次改正さるべきものではない。従つて憲法の改正を斷行するに就いては極めて

慎重でなければならぬ。之れを改正しなければ直ちに國政の運用に支障を來たすといふならば早急を要するであらう。否らざる限り凡ゆる調査研究を遂げ、討論審議を累ねて此大任を完うすべきである。之れは必ずしも此内閣で取急いで改正しなければならぬといふ程切迫せるものではない。寧ろ夫れより民主主義の政治を行ふ上に、先んじて爲さねばならぬことがある。府縣制、市町村制の改正の如き、選挙法の改正の如き、議院法の改正の如きを先行せしめ、其上で憲法を改正しても、日本に於て民主主義政治を實現する上に支障を來たすべしとは思はれぬ。殊に憲法を改正するに就いては、其條文のみならず、實際運用の方面より十分なる研究を遂げる必要がある。憲法の解釋は、普通法の解釋の如く簡單になさるべきものでない。若し此點に深き思慮が缺けては到底完備を期することは望まれない。

筆者は憲法政治の健全なる發達と、民主主義政治の實現を切望するが故に、此問題の徹底的研究に資せんと欲し、小閑を利用して茲に此論稿を公にし、世

の批評を求めんとするのである。

何事も知るは行ふの始と言はれてゐる。民主主義を實現するには、先づ民主主義に對する概念を有し、之れに對する確乎たる信念を有するに非ざれば之れを期することは出来ぬ。或者は、英國の民主主義と米國の民主主義とは異ふなどと言つてゐるが、其概念に就いては毫も異なるところはない。尤も時代が違へば其概念に就いても、相當相異なる。併し現在のデモクラシーと稱へられるものに就いて言へば、英米兩者の間にも、佛國にも差異はない。但蘇聯は別問題である。併し、デモクラシーと言つても、其理念が直ちに完全に實現せらるるものではない。従つて縱令其概念は同一であつても、其實現の過程に於て、又實現の程度に於て、政治機構の相異や、國民性の異なることに依つて、各々異なる色彩を示すことも亦當然である。英國は君主制であるが、民主主義政治を實現するに就いては、米國より稍々進んでゐる。英國に於ては、衆議院に多數を占むる政黨は、必ず内閣を組織する。そして其内閣が凡ての國政變遷の任

に當るのである。之れに對し、政治機關の上に於て支障を與ふるものは無い。選挙の結果、民意を代表する多数の者が直ちに國政を行ふのである。然るに米國に於ては、國家組織は共和政體であるけれども、政治機構は民主政治を實現するに就いて英國の如くに徹底して居らぬ。米國の主權者たる大統領は、國民の選挙に依つて定まるのであるが、之れは間接選挙である。又其上院も下院も人民の選挙に依るものであるが、下院は直接、上院は間接選挙、そして夫れ夫れ選挙の時期を同うして居らぬ。故に、米國に於ては、其上下兩院を代表する意見は、必ずしも大統領の主義政策と一致するとは言はれぬ。勿論米國の選挙は、黨派に依つて定まるのであるから、上下兩院に民主黨が多数を占めて、民主黨の大統領が存在する場合に於ては、政治は圓滑に運用される。然るに大統領が民主黨で、上下兩院は共和黨が多数を制してゐる場合もある。斯かる場合に於ても、兩者の政治的見解が必ずしも相反するとは限らないけれども、此場合大統領の政策は、其實行に依り可なり制約されるものと思はねばならぬ。

理論に於て佛國民は相當徹底的に民主主義を主張するけれども、從來の佛國の政治は、少數黨分立の爲めに常に圓滑に運用されなかつた。併し此等の國が民主主義に於て相異して居るのではない。民主主義が政治上に實現せらるゝ上に其國民の性癖や、政治機關に依りて異なる色彩を現はしたり、實現に當り程度の相違を生ずるのである。孰れの國に於ても、民主主義の理念が、其儘完全に徹底的に實現されるものとは思はれぬ。

星を眺めよ、併し其脚の地上を離るゝことを忘るゝ勿れ、と言はるゝ如く、政治の民主化を謀らんとすれば、デモクラシーの概念に對しては徹底的理解をもたなければならぬと同時に、夫れに對する強き信念が必要である。けれども民主主義の教育が國民に徹底し、全國民が政治的に覺醒し、自己の生活と社會に於ける協同生活とを結合せしめ、各人が之れに對して全責任を感ずるやうにならなければ、其理念は徹底的に實現されぬ。いづれにせよ、政治の民主化を企圖せんとすれば、先づ其概念を知ることが必要である。筆者は斯く信ずるが

故に、大正八年上梓したる拙著「デモクラシーと日本の改造」中より「デモクラシーの哲理」なる一篇を本書に附載して世の参考に供する。

最後に、勿卒の間本書を世に問ふに際し、筆記、校正等に援助を與へられし鷺尾義直君に、此場合感謝の意を表したいと思ふ。

昭和廿年十月

著者 跋

## Ⅰ、政治機構の民主化

### 一、帝國憲法と地方自治

日本國民が、真に軍閥官僚政治を一掃し、軍國主義を絶滅して恆久的平和國家の建設を希求するならば、ポツダム宣言やマツカターの指令を待つまでもなく、自ら進んで政治・經濟・産業及び社會組織の全般に亘り、徹底的民主化を圖るべきである。此間、毫も躊躇迷滞すべきでない。而して之れを實現せんとせば、デモクラシーに對する透徹せる認識と、現存する國內情勢に對する明確なる透察と理解とを要する。これなくして此等諸制度の徹底的民主化を實現することは不可能である。

先づ政治組織のみに就いて考慮するに、憲法の一部修正も必要であらう。婦人參政問題も原則的には異議はない。貴族院及び樞密院制度の改革も深き考究

を要する。来るべき總選挙に直面する選挙法一部の改正は勿論喫緊事である。就中、議院法の改正は最も必要である。併し選挙法の徹底的改正に就いては慎重なる研究に待たなければならぬ。而して此等諸制度の根本的改革は、謂はゞ一種の革命を意味するものなるが故に、當面の食糧問題や、労働組合問題や、復員問題等とは全然其性質を異にするものである。従つて此等の改革を断行するに當つては、一時の人氣取政策や、附和雷同式の氣紛れや、一内閣の運命などに捉はれて、左右されてはならぬ。叡智とステートマン・シップとが肝腎である。

蓋し米國は、ボツダム宣言の履行に就いては極めて冷感であらう。同時に米國は、我國の平和的國家建設を熱望し、國民生活の安定を期待するものと思惟される。米國は、決して我國が今回の革命を通じて混亂に陥ることを希望せられぬであらう。そして米國も、日本の歴史・傳統及び現状を慎重に考慮し、速に此等諸制度の民主化の徹底的實現を期待するであらう。米國の建國當時、其

憲法を制定するに就き、フエゲラリストとステートライトを強調する政治家との間に、熾烈なる論争が行はれ、漸く現行の中庸的米國憲法の制定せられたことは歴史の示すところである。また佛國の第一革命が失敗に了つた史實等も、以て他山の石と爲すべきである。

凡そ國家に於ける政治機構の徹底的民主化を圖るには、何よりも國民教育が根本問題である。併し教育は將來を期すること、現在の間には合はぬ。依つて國民學校より大學に到るまでの我國教育の革命的變革に就いては、之れを他の機會に違ふることとする。唯取り敢へず國民思想の大轉換を謀るに就いて爲さねばならぬ一事がある。過去數年間、我國民の思想は、ナチズムに依つて蝕害されてゐる。此間に於ける我國の刑行物は、殆んど凡てナチ思想を國民に注入するものと言つてよかつた。此等の刑行物は、庶政刷新の手始めとして一切焼拂ふべきである。斯かる有害なる刑行物を殘存せしめて恆久的の平和國家の建設を企つるが如きは、危險と言はんよりも、不愉快千萬である。

次に憲法の修正や、選挙法の改正や、貴族院・樞密院の改革やに先んじて断行しなければならぬことは、地方自治制度の確立である。地方自治の完成なくして民主的立憲政治の實現は期し得られない。從來の我國の自治制度は極めて勉強的のものであつたが、殊に最近數年の間に一層それが歪曲せられた。現在の町村の如きは、全くその自治的性質を喪失した。町村長は、其町村民を代表し、其町村自治を掌り、民意上達の機關たるべき筈であるが、それは形式丈けであつて、實際彼等は、中央官憲の末端の小官吏の如く、中央政府の委任事項を掌り、上意下達の任務に忙殺されて居るのみである。町村の財源の如きも、殆んど全部中央政府に剝奪せられ、繼にその分與税に依つて町村費を賄うて居る實情である。斯かる状態の下に於て、町村長が町村民の公僕たり得る譯はない。憲法其他の改正も必要であるが、政治機構の民主化に就いて先決問題は、地方自治制度を確立することである。一體、我國ほど中央集權政治の末端まで徹底されてゐる國は他に無い。此の中央集權を根本的に打破せぬ限り、政治機構の民主化は實現されない。

町村制のみでない。市政に於ても、形式的に、市長は間接選挙の民選であるが、事實は其就任に就いて内務省の認可を要することとなつて居るから、實際は官選の如きものである。現に東京都長の如きは官選である。又府縣制に就いても略々同様のことと言はれ得る。現在の府縣會は知事の諮問機關の如きものであるが、殆んど無力にして自治の機能は全然發揮されて居らぬ。府縣の財政に就いても知事の原案執行權に依つて府縣會は無能ならしめられて居る。されば速に府縣市町村の自治制度を確立すると共に、府縣知事及び東京都長官の民選を断行すべきである。政治機構民主化の先決問題は是れである。

## 二、帝國憲法と議會中心政治

昨今、頻りに憲法改正問題が各新聞紙面を賑はして居る。憲法は、國家組織を規定する大法典であつて、立憲政治の運用は之れに依つて定められて居る。

而して立憲政治の基底を爲すものは、國民の政治能力と其地方自治政治である。されば現行帝國憲法の制定者も之れに對して慎重なる考慮を費やし、憲法發布に先きだち明治七年地方官會議を興し、明治九年郡區町村制を定め、明治十一年府縣會を創設し、更に明治廿一年府縣會市町村制を改訂した。然るに今日憲法の改正を唱ふる人々が、地方自治制度の徹底的改革を主張せざるは理解のできぬことである。地方自治の完成なくして憲法政治の民主化は不可能と謂はねばならぬ。而して憲法の民主化的修正を試みんとするに際しては、先づ現行憲法に依つて議會中心の政治を實現し得るや否やを先決問題としなければならぬ。議會中心の政治が行はれて、初めて「人民に依つて、人民の爲めに、人民の行ふ政治」が實現されるのである。而して之れを實現する上、必要なる憲法の條章を修正することが憲法の民主化である。

之れに就き、帝國憲法の第一に問題となる規定は、其第三條に「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」と、ある條項である。

從來我國の官僚學者は、憲法第一條の規定と此第三條の規定とを併せて解釋し、天皇親政説を主張して居つた。若し彼等の言ふが如く、此規定が神懸り式に解釋せられ、統治權の運用が天皇の親政に依るものとすれば、民主的政治實現の爲め我憲法は大改正を加へられなければならぬ。併し、過去五十年の我憲政史に徴して、天皇が親しく政治の運用に當り給ひし實例は無い。天皇は常に萬機を統べ、萬機に當ることなく、衆庶に對して一視同仁、一に民心を收攬し、民の心を以て君の心と爲す政治を行ひ給ふ大御心に依り、儼然として皇位の尊嚴を保ち給うたのである。従つて天皇の御行動は、官僚學徒の天皇親政論とは事實上全く相異して居るのである。然るに官僚軍閥政治家が、衰龍の袖に隠れて獨善政治を行はんとする野心の爲めに、憲法第三條を神懸り式に解釋し、時流に阿ねる官僚學徒が、天皇親政論を主張したのである。

天皇親政論者の主張の如く、天皇が親しく萬機に當り給ふものとすれば、憲法第三條の規定は、其意義を喪ふことになる。何となれば、萬機に當り、國政



變理の任を負ふ者は、當然政治上の責任を負はなければならぬ。然るに、如何なる人と雖も複雑なる政治を行ふに當り、絶對過誤なきを保することはできず、過誤に對しては勿論其責任を回避することは許されない。責任の有るところに神聖は無い。「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」との規定は、天皇は一切の政治に對して全く無責任——責任をもたれぬ——なることを規定したものである。無責任なるが故に神聖である。

政治の難局に處する者が、神聖なることは不可能である。天皇は萬機を統べ給ひながら、何故無責任であるかと言へば、國政變理の責任は悉く國務大臣が負ふべきものだからである、之れが我が帝國憲法の規定及び精神である。憲法第五十五條に於ける「國務各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其責ニ任ス」とある「其」とは、輔弼を意味するもので、輔弼の全責任は、國務大臣に歸することを規定したものである。而して天皇は一切の國政に就き、國務大臣の奏請に基きて御行動なされるもの、従つて天皇は、國政上全然無責任である。無責任なるが故に

神聖である。否らざれば神聖であり得ない。憲法第三條の規定は、まさに之れを意味するものであつて、英國の憲法に於けるキング、ドゥ、ノウロング即ち「陛下は惡事を爲さざるもの」との規定と同意義のものである。帝國憲法第三條は、斯く解することが正解であり、斯く解すれば、此憲法の下に於て、議會中心政治を行ふことに毛頭の不都合もないのである。

議會中心の政治とは、國民に依つて選出せられた衆議院の議員にして、主義政策を同うし、それに依つて行動を共にする議會多數の議員が國政變理の任に當り、一切の國務を運行する政治を意味するのである。素より議會に多數を占むる數百名の議員が、一時に國政變理の局に立つことは不可能のことである。それ故に其多數を代表する者が入つて内閣を組織し、之れが議會の多數に代つて一切の國務を擔任するのである。而して此の關係なる者は、議會多數の共同の主義政策を實現する爲めに、多數を代表して其地位を占むるものなるが故に、關係はすべて連帶責任であり、又彼等を代表せしめし議會の多數も、政治

上當然其責任を分かなければならぬ。従つて政府即ち内閣は、議會に對して責任を有することになる。此の議會に對する責任とは、議會の多數の意志に従つて進退することを意味するものであつて、之れを政治上の責任と言ふのである。

斯くて同一なる主義政策を有し、議會に多數を占むる者が其代表者をして内閣を組織せしめ、之れが國政變理の任に當る。而して國民は選舉に於て自己の希求する所の主義政策を有する者を選出する。此等が議會の多數を占めたる場合には、國民多數の意志が直ちに内閣の意志となつて實現される。そこで「人民に依りて人民の爲めに人民の行ふ政治」が行はれることになるのである。之れが議會中心主義の政治であつて、デモクラシーの政治とは之れを言ふのである。而も帝國憲法第三條の正しき解釋に依りて、此の議會中心主義の政治を行ひ得るのである。此政治が行はれるものとして憲法の各章條を解釋し、之れに應じて憲法の修正が必要ならば、その實現に力むべきである。

### 三、憲法第五十五條と責任内閣

議會中心政治の實現は、責任内閣の成立を前提とする。責任内閣とは、衆議院多數の意志に應じて進退する内閣といふ意義である。而して責任内閣は、國務大臣全部の連帶性を有するものである。

帝國憲法第五十五條には「國務各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其責ニ任ス」と規定されて居る。而して官僚軍閥の政治家及び之れに追従する官僚學徒は、此條項に對して、國務各大臣は天皇を輔弼し、天皇に對し責任を負ふものと解釋して、國務大臣の連帶責任性を否認し、責任内閣の成立を否定したのである。憲法第五十五條に對し、若し斯かる解釋が正解であるとすれば、現行帝國憲法の下に於て、民主的議會中心政治の實現は不可能と言はねばならぬ。蓋し此等の官僚學徒は、憲法第五十五條の條項中の「其」といふ文字を以て、天皇を意味するものであると解して、斯く主張して居るのである。國務各大臣は國政變理に對

し、天皇に責任を負ふもの、即ち天皇の御意志に應じて進退するものであつて、政治上、議會に對して何等責任を有せざるものとすれば、到底民意に副ふ民主的政治は行はれぬ。併し、之れは何としても憲法第五十五條の規定の正當なる解釋とは受取れぬ。何故ならば、右條項中の「其」なる文字は、天皇を意味するものに非ずして、輔弼を意味するものであることは、文章構成上から言つても明かであるのみならず、憲法制定者の主宰たりし伊藤公も、其著「憲法義解」(八二頁)に於て「國務大臣ハステ内閣ニ參贊シ出テ各部ノ事務ニ當リ大政ノ責ニ任スルモノ」と解釋して居るのである。此の伊藤公の解釋に據るも、「其」とは、天皇を意味するものに非ずして、輔弼を意味するもの、即ち大政の責に任ずるものなること明瞭である。更に之れを過去五十年に亘る我國憲政運用上の事實に徴するも、「其責ニ任ス」なる意義が、政治上の責任を負ふことであることは疑ふの餘りが無い。

憲法の規定には、「内閣」なる文字は存在して居らぬ。併し、内閣官制に依つ

て之れが儼存し、総合的國政處理の任に當つて居ることは動かすべからざる事實である。而して各國務大臣は、形式的には個々に任命されることになつて居るけれども、實際内閣を組織する場合には、天皇は其主宰者即ち總理大臣たるべき者を御召になり、之れに内閣組織の大命を降下し給ふのである。此場合でも、天皇が其獨斷的意志に依つて内閣の首班者を定め給ふといふ實例は殆んど無い。最近、東久邇宮殿下に大命を降下し給うたのは、全く陛下の恩召であつたと言はれて居るが、之れは我國五十年の憲政史上未だ曾て其例を見ざることであつて、過去に於ては元老に、現在に於ては内大臣に御下問になり、其奏請に基いて内閣の首班者を定め給ふ慣例である。而して内閣組織の大命を拜受したる者は、凡ての國務大臣の人選を其獨自の意志に依つて斷行し、閣員名簿を完成して之れを捧呈し、天皇は之れに依つて各國務大臣を選任し給ふのである。従つて憲法第五十五條の規定に據れば、各國務大臣は、個々の存在として天皇を輔弼し、其責に任ずるものなるが如く思惟せらるゝけれども、明治卅四

年以來、内閣の成立に就いても、又其進退に就いても、通例、連帶的に行動されて居るのである。されば憲法の明文を解釋するに就いては、此運用上の慣例を參酌することは、正確なる解釋を得る上に、極めて重要なことと言はねばならぬ。元來、法文の文字は、靜的であるが、現實社會は、動的であつて、一刻も停滯するものではない。されば全く靜的なる法文を解釋するに際しては、常に動的なる現實を閉却してはならない。殊に憲法の解釋の如きは、其運用を無視しては、到底正しき解釋に到達し得るものでない。

斯くて憲法第五十五條の條文中に存在する「其」といふ文字は、輔弼を意味するものであり「責ニ任ス」とは、輔弼の責に任ずる意味であることが瞭かとなる。而して「其責ニ任ス」といふことは、政治上の責任を取ること、即ち之れを政治的に言へば進退を決するといふ義に外ならぬ。若し國務大臣が責任を取る場合、天皇の意志に應じて進退するといふことになれば、終局に於て天皇が國政整理の責任を負ひ給ふこととなつて、憲法第三條の「天皇ハ神聖ニシテ

侵スヘカラス」の意義は全く没却されなければならぬ。天皇が神聖であるといふことは、政治上の責任を取り給はぬことに依つてのみ保持され得るのである。されば憲法第五十五條の「國務各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其責ニ任ス」といふことは、國務各大臣は、國民を代表する議會に對して責任を取るといふ義に解釋すべきであり、議會に對して責任を取るといふことは、國民を代表する議會に於ける多數の意志に應じて進退を決するといふ意義なることは勿論である。

又、國務各大臣は、内閣の一員として奏請され、任命されたものであつて、内閣總理大臣は、之れを統率して國政整理の任に當るのである。而して一國の政治は、固より多岐多端であるけれども、結局、國策は歸一せねばならぬものであるが故に、各國務大臣は、個々に其職務に任ずるけれども、國政整理の見地よりすれば、關係全部が協力して一定の國策を遂行すべきものであるから、茲に國務大臣の連帶責任が生ずるのである。連帶責任に關しては、憲法上に規

定されては居ないけれども、實際上、我國に於ても、明治卅四年以來、略々之れが實行されて居ることは前述の通りである。而して過去五十年間、此事に關して、憲法に牴觸し又は違反するものであると言はれたことは未だ曾て無い。

若し官僚學徒の解釋し、主張するが如く、國務各大臣は、其職責執行上、すべて天皇に責任を有し、天皇の意志に應じて進退すべきものであつて、議會には何の責任をも有せぬといふならば、民主的議會中心の政治を行ふ爲めには、憲法改正上第一に此規定を改正しなければならぬ。併し、憲法第五十五條の解釋が前段纏々述ぶるところを正解とすれば、此規定の下に於て責任内閣が成立し、議會多數の意志に應じて閣僚全部が進退する連帶責任の規制が實現されるのは、憲法の運用上當然であると言ふべきである。即ち此解釋に従へば、民主的議會中心政治を實現する上に、此條文の存在は更に支障を生ずるものに非ず、従つて毫も改正の必要を認めないのである。

#### 四、帝國憲法と國民の自由と權利

民主主義的國家に於ては、其國の憲法に於て、國民の生命・財産、即ち自由と權利シツキルヲバタイは、夫々保障されて居る。我が帝國憲法に於ても、此等の規定は儼として存在して居るのである。例へば憲法第二章「臣民權利義務」の規定中にも

第二十二條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ居住及ヒ移轉ノ自由ヲ有ス

第二十三條 日本臣民ハ法律ニ依ルニ非スシテ逮捕監禁審問處罰ヲ受

クルコトナシ

第二十四條 日本臣民ハ法律ニ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ權ヲ奪ハルルコトナシ

第二十五條 日本臣民ハ法律ノ定メタル場合ヲ除ク外其ノ許諾ナクシテ住所ニ侵入セラレ及搜索セラル、コトナシ

第二十八條

日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス

一八

第二十九條

日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ言論著作印行集會及結社ノ自由ヲ有ス

等々とあつて、此規定に據れば一見我國民は、些々たる嫌疑又は想像的嫌疑に依りて、濫りに逮捕監禁審問處罰さるゝことや、又は其住處も濫りに官憲等に依りて侵入せられ、若くは搜索されるが如き虞れなく、良心に基く信教の自由も許され、言論著作印行集會及び結社等に關しても、相當廣範圍の自由を與へられて居るやうに思はれる。然るに事實は決してさうでない。現在此等の條項内に定められてある人權保護は、孰れも其條文内に於ける「法律ニ依ルニ非スシテ」「法律ニ定メタル場合ヲ除ク外」又は「法律ノ範圍内ニ於テ」といふが如き規定の制限に依つて、殆んど無意義のものとされて居るのである。殊に言論著作印行集會及び結社の自由の如きは、所謂治安警察法なるものに依つて極度

に抑壓されて居る。即ち此等の人民の自由と權利とは、憲法の規定にも拘らず、其明文の中に存在する法律云々に依りて左右され、其意義が全く没却されて居るのである。法律に依つて人權の左右されること必ずしも悪いといふのではない。要は、何人が其法律を定むるか、にあるのである。法律を定むる人に依つて、此等人權の保護は全く異なる結果を生ずる。從來此等の法律は、人民と別個に獨立する所謂超然内閣の下、官僚に依つて定められ、之れを運用する者もまた官僚であつた。されば人權の保護は、其名有るのみで其實の無きものである。之れに反し、内閣が人民を代表する衆議院多數の意志に基いて進退する責任内閣ならば、其法律命令等はすべて人民の意志に依つて決するのであるから、憲法の明文は同一であつても、其内容の義に於ては根本的に相異し、人權の保護は全うせられ、人民はすべて自由を有することになる。

此處で一言して置き度いことは、世間動もすれば、自由と放縱とを混同し、同一視する者のあることである。政治上の自由といふことは、放縱を意味する

ものではない。放縱は無政府を意味するもの。政治上の自由とは、人民が人民の意志に依りて定めたる法律に依り、其保護と制裁とを受くることを意味するものである。之れを個人の場合に就いて言へば、人々が自己の意志に従つて爲すことは、よしやそれが一種の制限であり、自制であつても自由である。政治上の自由も之れと同一原則に出づる。他人の定めたる法律に従ふことは、其従はしむる者よりすれば壓迫であり、従ふ者よりすれば屈從であるが、自己の意志に依りて定められたる法律に従ふことは、全く自由である。されば憲法の此明文の改正を待つ迄もなく、法律を定むる者の如何に依つて此等人權に關する條文の意義は甚だしく相異する。即ち現行憲法制定の下に於ても、責任内閣が成立すれば、憲法の條文を改正することなくして、眞の人權の自由が保障され得るのである。

財産に關する權利又は自由、即ちイムニタイに就いても、帝國憲法は左の如く規定して居る。

第二十六條 日本臣民ハ法律ノ定メタル場合ヲ除ク外信書ノ秘密ヲ侵サル、

コトナシ

第二十七條 日本國民ハ其所有權ヲ侵サル、コトナシ

公益ノ爲必要ナル處分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

而して此處にも「法律ノ定メタル場合ヲ除ク」又は「法律ノ定ムルトコロニ依ル」とありて、財産に關する權利及び自由も亦、法律に依りて著しく伸縮されることになつて居る。即ち此等の權利及び自由に對する保障も、畢竟法律を定むる者の意志に依つて極度に制限もされ、或は又確實に其所有權を保護されることにもなるのである。従來の如く、法律を定むる者が人民と別個に存在する官僚であれば、憲法の規定に拘らず此等の權利は極めて薄弱なものになるが、すべての法律を定むる内閣が、人民の意志に基く責任内閣になれば、人權の自由の場合と同様、財産上の權利も亦確實に保障されることになる。要は、法律を制定する政府其者の性質如何に歸するのである。

## 五、帝國憲法と帝國議會

三三

帝國憲法は、其第五條に於て「天皇ハ帝國議會ノ協贊ヲ以テ立法權ヲ行フ」と規定されて居る。而して伊藤公は之れに對し「立法ハ天皇ノ大權ニ屬シ而シテ之ヲ行フニハ必ス議會ノ協贊ニ依ル天皇ハ内閣ヲシテ法律案ヲ起草セシメ或ハ議會ノ提案ニ依リ兩院ノ同意ヲ經ルノ後之レヲ裁可シテ初メテ法律ト成ス」(憲法義解)と解釋を與へて居る。之れが憲法制定者の意志である。「立法ノ大權ハ天皇ニ屬ス。」之れは我國體の然らしむるところである。而して、すべての國內法に對し「天皇ハ内閣ヲシテ法律案ヲ起草セシメ」或は「議會ノ提案ニ依リ兩院ノ同意ヲ經ル」といふことは、天皇は立法の大權を統べ給ふも、親しく政務に當り給はぬことを示すもの、内閣をして起草せしめ或は議會の提案に依りてといふは、議會に提出する議案は、内閣及び議會が自由に起草し得ることとを意味するものと解釋すべきである。唯此場合「内閣ヲシテ法律案ヲ起草セ

シメ」なる他動詞を用ひて居るのは、内閣大臣の任命を天皇が爲し給ふことと、立法の大權が天皇に屬するものなることを明かにする爲めで、天皇が法律の起草を内閣に命じ給ふものとは解されぬ。實際、過去五十年、我が憲政史に照らして、天皇が親しく内閣大臣を指揮して、議案又は勅令の起草に關涉された事實は無い。議案を草するも、勅令を定むるも、又條約を結ぶも、すべて内閣大臣である。而して議案を議會に提出し、其内容字句を説明するのも、議會の批評・修正に應對するのも、之れが通過を謀るのも亦内閣員である。未だ曾て天皇が、此議案又は其議案を議會に提出し、議會の協贊を、經よと内閣大臣に命じ給ひしことはない。天皇は唯議會開會の劈頭、開院式に臨みて詔書を賜ひ内閣大臣に命じて必要なる法律案・豫算案を議會に提出せしむるが故に、議員は宜しく協贊の任を果たせ、と儀禮的に仰せらるゝのみである。而して實際、法律を定め、法律を行ふ實權者は内閣である。勿論憲法第五條の規定に依り、帝國議會はすべての立法に對して協贊權を有して居る。此の協贊權も立法權の行

三三



使上有力なるものなることは疑ひないけれども、内閣は、議會が政府の意に反して其必要とする法案に對し協賛を拒否する場合には、議會を解散して内閣の意志を強要することが出来る。責任内閣が成立すれば、さういふ虞れはないが、内閣を組織する者と議會に於ける多數の議員とが、全然異なる性質のものである場合、政府が再三再四議會を解散して内閣の意志を議會に強要することの出来ぬこともない。且つ議院法第廿六條には「議事日程ハ政府ヨリ提出シタル議案ヲ先キニスヘシ但シ他ノ議事緊急ノ場合ニ於テ政府ノ同意ヲ得タルトキハ此限ニ在ラス」と規定されて居る。従つて議事進行上、政府提出の議案は、毎に議會提出のものより先決されるものとなつて居り、議會の提出に係るものは如何に緊急重大の議案であつても、政府の同意がない以上優先的に上程されることは不可能である。之れに依つて觀るも、憲法上、立法の大權は議會に依つて行使されることは規定されて居るが、内閣の性質及び議院法の規定に依つて、最後に之れを行使する權能は、事實上内閣に存するものと解釋せねばならぬ。

從つて憲法第五條の規定にも拘らず、眞實議會を代表する多數に依る責任内閣の成立せざる限り、立法權の行使さへも議會にとりては有名無實のものに過ぎぬ。されば民主主義の政治を行ふ爲めには、議會中心の責任内閣を成立せしむることが絶対の條件でなければならぬ。

次に我國の帝國議會と立法權とに就き、深甚なる考慮を要することは、憲法第十三條の「天皇ハ戰ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ條約ヲ締結ス」といふ規定である。凡そ一國が戰を宣し、若くは和を講ずるといふことは、國民に關する死活問題であつて、如何なる國內的法律を定むるより更に重大なる事柄である。然るに之れに關して我國の議會は、何等の發言權をも與へられて居らぬ。勿論、此規定に依るも、天皇は親しく宣戰布告や講和條件を御決定なし給うた實例は無いと思はれる。すべて此等のことは内閣總理大臣の奏請に依りて決定せらるることであるが、從來、我國民は之れに對して何等の發言權を與へられて居らず、いづれの内閣と雖も、事前に於て此事を議會に諮り、又は報告されたもの

は無い。全く政府即ち内閣の獨斷專行に依つて爲されたものである。大東亞戰爭の一大悲劇も此結果に外ならぬ。故に憲法の修正上、之れは最も重大なる考慮を拂ふべき點である。併し、之れも亦、議會中心の政治が行はるゝやうになり、内閣が議會の多數を代表する者に依つて組織され、純然たる責任内閣となれば、宣戰布告も講和條件も、國民の意志に基いて實行されることになるのであるが、其最後の決定を爲す以前に、内閣が之れを議會に報告し、其賛同を得べきや否やといふことは、憲法の修正に際し、最も重要な問題である。

條約の締結に就いても、從來我帝國議會は何等の發言權を有して居らぬ。樞密院は、條約締結の場合必ず陛下の御下問に對へ、慎重之れを審議し、其結果を奉答することになつて居り、又他の如何なる憲法附屬の法律と雖も樞密院の奉答を待たずして御裁可になつた實例は無い。斯の如く樞密院さへも條約其他に對し批判審議の機會を與へられて居るに拘らず、國民を代表する帝國議會は全く發言權である。條約が一たび締結せらるれば、國民の生命・財産に關して

制限を受くること國內法と異なることなく、寧ろ國內法より峻嚴なる場合もなしとしない。然るにも拘らず、條約の締結前、帝國議會は之れが賛否を決する權能を與へられて居らぬといふ理由は無い。之れも我が憲法修正上、慎重なる考慮を拂はるべき一要件である。勿論責任内閣が成立せらるゝ場合に於ては、條約の締結に關しても、從來の内閣とは全く性質を異にするものになるけれども、條約締結と議會の權能に就いては、十分の研究が必要と信ずる。

#### 六、帝國憲法と統帥權問題

我憲政史上、國務と統帥との對立問題程、憲政の運用を紊り、其健全なる發達を阻害し、延いては國家の存立をさへも危殆に瀕せしめたものは無い。孰れの國に於ても、國策を定め、國政變遷の任に當り、國務全體を掌る者は政府若くは内閣である。而して國策に準據して國防計畫が樹立せられ、所要兵額が決定せられるのであつて、國策に據らずして國防計畫が樹立せられ、所要兵額の

決定さるべき筈はない。國防計畫も、所要兵額の決定も、宣戰の布告も、講和條件や條約の締結も、すべて國務に外ならぬ以上、之れを決定する者が國政發理の大任に當る政府以外にあるべき筈はない。國防計畫が定まつて國務が決するのではない。所要兵力に依つて戰を宣したり、和を講じたりすることが定まるでもない。國家の國策が決定し、之れに依つて此等諸般の事が定められるのである。それ故に國務と統帥とが駢立するといふが如きことは、一國の政治運用上あり得べからざることである。然るに我國に於ては、多年此國務と統帥との駢立論が存在し、斷えず國政の運用を紛糾せしめたのである。依つて憲法問題を考慮するに就いては、一應此問題を論究するの必要に迫られる。

憲法第十一條には「天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス」とあり、同第十二條には「天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム」と規定されてある。此條文は、兵馬の大權が一國の元首たる天皇に歸屬することを規定せるもので、天皇が親ら國防計畫を樹て、所要兵力を決定せらるゝことを規定したものと解釋することは出來

ぬ。帝國憲法の儼存する限り、天皇と雖も其條規に従つて統治權を總攬し給ふのであつて、親しく統治權を行使し給ふ譯ではない。實際、行政・立法・司法の大權を行使するものは内閣である。

世には、三權分立などと唱ふる者もあるけれども、立法・司法・行政は、個別に獨立するものではない。行政も立法も司法も、畢竟統治權の機能的三面に過ぎない。而して内閣は主として行政の任に當るものであるが、法律を起草するものも内閣であり、司法を掌るものも、司法大臣を通じて内閣である。勿論、裁判は天皇の名に於て行はれ、法律の解釋を嚴正ならしむる爲め裁判官は行政官より獨立せしめられて居るけれども、之れを以て司法權の獨立とは言へぬ。従つて行政・立法・司法は、いづれも天皇の大權に屬するものであるが、國務として之れを行使するものは内閣である。これと同じく憲法第十一條の規定も、兵馬の大權が天皇に歸屬することを示すもので、天皇が親しく之れを運用することを規定したのではない。

伊藤公の「憲法義解」には「本文ハ兵馬ノ統一ハ至尊ノ大權ニシテ専ラ帷幄ノ大令ニ屬スルコトヲ示スモノナリ」と述べてゐる。之れは兵馬の大權は、行政・立法・司法の大權と性質を異にするものなるが故に、此大權を行使する者に、帷幄の權あることを規定せるものと解釋すべきで、之れが爲めに兵馬の權が國務より獨立して存在するものと解釋することは出来ぬ。又同第十二條に就いて伊藤公は同著に於て「本條ハ陸海軍ノ編制及ヒ常備兵額モ亦天皇ノ親裁スルモノナルコトヲ示ス之レ固ヨリ責任大臣ノ輔翼ニ依ルト雖モ又帷幄ノ軍令ト等シク大權ニ屬スヘクシテ而シテ議會ノ干渉ヲ須タサルヘキナリ」と述べられて居る。此解釋に據れば、海陸軍の編制及び常備兵額も、天皇の親裁する所であるが、之れは「責任大臣ノ輔翼ニ依ル」とあるから、責任大臣即ち陸海軍大臣の決定に依るものと解釋して間違ひはない。而して陸海軍大臣と雖も之れを決定するに就いては、國務の一部として生ずる豫算に據らざれば如何とも爲し能はざることとは明かであり、且つ陸海軍大臣は内閣の一員として國家行政の任

務に當るものである。而して既に關係である限り、首相の指揮に依りて行動すべきことも亦當然でなければならぬ。唯此伊藤公の解釋中、「議會ノ干渉ヲ須タサルモノナリ」と述べられたのは、陸海軍の編制及び常備兵額は、國防上秘密を要する事項なるが故に、議會の公論に依りて決せらるべきものに非ず、との意味に外ならないであらう。

されば陸海軍が、帷幄上奏の機能を有するが故に、之れが國務と別個に存在し、國務と聯立すべきものであると主張する理由は存立せぬ。若し陸海軍の統帥も其編制及び常備兵額の設定も、すべて統治權外に存するもの、又は國務と別個に獨立存在するものとするれば、統帥權獨立論も成立つのであるが、此等のすべてが國策に依つて決定さるべきものである以上、之れは到底成立せぬ議論である。

然らば、何故多年我國に於て統帥權獨立論が横行せしかといへば、陸海軍の大中將が、内閣を其組織に當りて不成立に了らしむることも、又内閣を破壊す

ること出来たからである。明治卅三年、山縣内閣當時制定されたる陸海軍省令に於て、陸海軍大臣は現役陸海軍大中將を以て之れに任ずることを規定された。爾來、陸海軍は此省令を固執し、陸海大中將以外の者は其大臣になり得なかつたのである。嘗て西園寺内閣が増師問題に反對の爲め、此規定に依りて内閣を破壊されたこともあつた。又近年宇垣大將に組閣の大命が降下せられしにも拘らず、陸軍が部内より大臣を入閣せしむることを拒否せし故に、其成立を不可能ならしめた實例もある。斯く我國の内閣は、陸海軍に依つて其成立を不可能ならしむることも、又破壊することも出来たのである。此陸海軍の威力の爲めにすべては壓倒せられ、憲法第十一條、同第十二條の解釋も曲解せられ、是れに依りて、統帥權問題は國務と獨立するものと主張され、專横を擅にされたものである。滿洲事件も、支那事變も、大東亞戰も、畢竟皆な此憲法解釋の歪曲に發芽したものと云ふも過言ではない。

統帥も國務の一部であつて、國政變理の任に當る者が之れを左右するもので

なければ、統治權の運用は全きを期することは出来ぬ。之れは極めて明瞭なことで、英國に於ても原則的に陸海空軍を統帥するものは英國皇帝である。併し實際戰時中（第二次世界戦争）と雖も、此等を統帥せし者は首相チャーチルであつた。亞米利加の大統領も統治權を行使するアドミニストレーティブヘッド即ち「最高の行政長官」として認められて居るが、非常時には元首として全軍を統帥する。之れは統治權行使上當然のことだ。然るに我國に於てのみ統帥權が多年國務以外に獨立存在するものの如く、殊更憲法を曲解し、軍部が之れを主張して、政治的野心を逞うし來れるに拘らず、之れに對して敢然起つて反對の叫びを擧げなかつたのは、彼等陸海軍部の掌中に、前記省令に依りて内閣を左右する實權が把握されて居つた爲めである。日本が軍國主義の汚名を冠せられたのも、主として之れに因るものである。併し今やポツダム宣言に依り、我國の陸海軍は既に解消した。故に此議論が、再び我が憲政の前途や國家の運命を左右するが如きことは無いけれども、憲法改正問題の論議される場合、世界

政治史上全く類例なき我憲政史上の此奇怪千萬なりし事實は、國民の深く腦裡に刻み置くべきことであらう。

### 七 帝國憲法と議會の會期

憲法第四十二條に於て「帝國議會ハ三箇月ヲ以テ會期トス 必要アル場合ニ於テハ勅命ヲ以之ヲ延期スルコトアルヘシ」と規定されてゐる。此條文に依つて帝國議會の會期は、創設以來今日に到る迄三ヶ月に制限されて居る。尤も必要の場合には勅命を以て會期を延長し得ることになつて居るけれども、勅命を以て會期を延長するといふことは、結局、政府の意旨に依つては延長し得るが、他の者の希望に依つては延長出来ぬといふことである。

明治二十三年、帝國議會の創設された當時、我國の歳入歳出は約八千萬圓であつた。然るに今や之れは數百億に達して居る。議會創設當時、我國の産業經濟は未だ發達せず、交通通信機關も不備、國民の經濟生活もまた甚だ簡單なものであつた。然るに今や政治も經濟も社會も産業も極めて複雑多岐、従つて其立法を要する事件の如きも、之れを議會開設當時とは比較にならぬ程隔絶してゐる。されば、議會開設當時に於て、我國に必要な法律事項を討論審議する爲めに三ヶ月の會期を要したものとすれば、今日すべての法案を同じ程度に討論審議するとしても、開闢なく一ヶ年を費すも尙ほ足らざる感がなければならぬ。

從來歴代の内閣は、議會に於ける討論審議を能ふ限り無意味・無價值ならしむることに力めたものである。内閣にとつて、議會ほど厄介なものはない。内閣と議會とは常に犬猿も管ならざる間柄である。従つて内閣としては、憲法の規定以内に於て、出来る限り議會の會期を短縮せんとした結果、現在の如き非能率的のものとされた。通例、議會は十二月末に開會されるが、年末年始の休暇が約一ヶ月に亘るので、實際議會の機能を發揮し得る期間は、二ヶ月にも足らない實情である。その上、議案の運命は、すべて委員會に於て決するが如き

院内の慣例さへ造られた。従つて本會議に於ける議案に對する一讀會及び二讀會の如きは全く形式的のものとなつた。而して委員會の質疑應答・討論審議は極めて杜撰、本會の辯論は全く形式、多くの議案の運命は、議會の意志に依つて決するに非ずして、一に内閣の意圖に依つて定まるが如き状態を呈するに至つた。此傾向は、滿洲事變勃發以來一層甚だしく、議會の討論審議は、殆んど有名無實のものとなり、三ヶ月の會期さへ尙ほ倦怠を覺えしむるが如き不振の状態を馴致された。固より之れは議會の會期が長きに失する爲めではない、議會の會期は極めて短く、重要緊急の諸法案は堆積して、議員は此等の討論審議に其本分を十分に盡すことが出来ぬ。此處に乗じて軍閥官僚内閣は、議會の辯論を一層無意味なるものならしめん爲め、現在の如き委員會の制度を設け、遂に斯かる現象を呈せしむるに至つたのである。

議會の會期を短縮するは、其機能を縮少するもの、従つて其勢力を萎縮衰頹せしむるものである。之れに反し、議會の勢力を伸長し、十分に其機能を發揮

せしめ、其存在を尊義ならしめんとせば、出来得る限り會期を延長しなければならぬ。議會を政治的中心勢力たらしむる爲めには、之れを年中常設のものたらしむべきである。而して立法機關の會期は、議會自ら之れを決すべきである。然らざれば國民の意志を十分に議會に反映せしめ、議會の機能を遺憾なく發揮することは出来ぬ。されば憲法の修正に就き、此四十二條の帝國議會會期三ヶ月の規定は、第一に考慮されなければならぬことである。

勿論、内閣が衆議院の多數を代表する責任内閣であれば、勅命を以て何時にても會期を延長することが出来るから、此條文の修正を企つる必要がないと言はれぬこともない。併し憲法の規定に依つて會期が三ヶ月と定められてあれば、自然それに拘束され勝ちになることを免れない。民意を代表したる民主的政治を行ふといふことになれば、此の會期の制限は、害あつて益なきことである。殊に國內的にも國際的にも複雑繁多を極むる今日の如き國家狀勢に於ては、何時如何なる立法上の必要が起らぬとも限らない。従つて民論を議會に反

映せしめ、之れを基礎としたる清新激烈たる政治を行ふ爲めには、議會は常時開會されて居らねばならぬ

政治機構の民主化に就き、議會中心主義の政治を實現せんとすれば、憲法修正に當り、先づ此の議會の會期撤廢が第一要件として考慮さるべきであらう

#### 八、帝國憲法と貴族院改革

近來世上頻りに貴族院改革論が唱へられてゐる。憲法改正論の喧しき折柄、貴族院改革論の高唱されるのも蓋し當然であらう。然るに何處に於ても未だ貴族院改革に對する明確なる目標を示されて居らぬやうに思はれる。凡そ如何なる政治機構の改革に就いても、斷乎たる目標が無ければならぬことは言ふ迄もない。貴族院改革を叫ばれる人々は抑も何を目標とされて居るであらう乎。議會政治の民主化と共に、貴族院制度の民主化を企てようといふのであらう乎。若し議會制度の徹底的民主化を主張しようとならば、理論的には一院制度に優

るものはない。而して現在貴族院制度の改革を唱へつゝある者は、一院制度を目標とし、貴族院の廢止を主張するのではなく、二院制度の下に於ける貴族院改革を唱へて居ることだけは瞭かのやうである。然らば改革の目指す所は一體何か。之れを明かにして後、初めて、貴族院改革に着手することが出来るのである。

帝國憲法第廿四條に於て、貴族院の構成・組織が規定されて居るが、之れは全く衆議院の構成・組織と根本的に其性質を異にするものである。而して憲法第卅八條に於ては、法律案の審議・議決及び提出に就いて、貴衆兩院全く同一平等の權利を有することが規定されて居り、兩院の權能の相異に對しては、憲法第六十五條の條文が存在するのみである。此第六十五條の規定に依りて、豫算案は貴族院より前に衆議院に提出されることになつて居る。斯くて豫算に就いては、衆議院が先議權を有して居るのであるが、其他に於て兩院の權能は全く對等である。斯く其構成・組織を全く異にして而も對等の權能を有する貴衆



兩院が、何方も有力にして互に異なる主張を固執するとすれば、議會の審議は爲めに停頓し、一步も議事の進行を見る能はざるに至るであらう。貴族院改革を主張する者は、先づ第一此點に着目留意せねばなるまい。同時に、貴族院を改革して之れを極めて有力なるものとすれば、衆議院の勢力を壓迫するに至るべく、之れを極めて微力なものとすれば、結局其存在の意義をさへ喪ふに至るであらう微妙の點にも深き考慮を拂はなければなるまい。

我國に於て一般國民を代表するものは衆議院である。されば政治の民主化は衆議院をして政治の中心たらしめ、其多数の意志を徹底的に政治に反映せしめねばならぬ。之れは現在に於ける政治機構改革の骨子である。貴族院改革に就いても之れを無視することは出来ない。然らば貴族院の改革とは、一體何を意味するのである乎。

元來、二院制度の下に於ては、全體的に國民を代表せざる他の一院は、國民を代表せる一院の議決せる諸法案を更に審議批判して、之れを國民の公平なる

判断に委することが其主要なる任務である。民衆を代表する一院は、時として或は燥念に失し、感情に囚はれ、輕舉に趨るが如き慮れないとは言へぬ。此場合他の一院、即ち上院若くは貴族院の任務は、國民の熟慮を促がす爲めに、之れを遅延せしむることである。二院制度の下に於て民主主義政治を行はんとする場合、貴族院の爲すべき任務は之れ以外には無い。世の貴族院改革論者は、完全に此目標に向つて、改革の歩を進めて居るのであらうか。或は他に何等かの目標あつて、改革を主張されて居るのであるか。一般國民に對しては、未だ此點が明瞭にされて居らぬ。

帝國議會創設當時に於ては、法律案の審議に關し、貴衆兩院が互に同等の權利を主張し、之れを現實の問題として議會の審議を殊更に遅延せしめ、支障を生ぜしめたこともあつた。のみならず豫算案の衆議院に於ける先議權の問題に對してすら貴族院が疑義を挟み、紛糾を生じたこともあつた。併し其後多年の經驗に依つて此等の問題も緩和され、貴衆兩院の間、斯かる憲法上の問題に於

て紛争を醸すやうなことも自から其途を斷つに至つた。唯時に貴族院に於ける一部野心家の爲めに、法案に對する慎重且つ遲滞なき審議を妨げられることもないではない。けれども全體として近年貴族院は餘り多く第二院の本分を逸脱するが如き行爲を表白しては居らぬ。然らば、現在貴族院改革を叫びつゝある者の目標は果して何であらう乎。

貴族院改革を唱ふる人々は、世襲議員や、華族の互選議員や、多額納税議員の存在の不條理を擧げて居るやうである。民主政治の徹底化から言へば、貴族院そのものの存在が既に不合理なのであるが、古き歴史や傳統を有する國に於ては、幾多の不條理なる過去の遺物が存在して居るものである。歴史や傳統を維持すべきものとすれば、假令それが不條理であつても國家社會に有害ならざる限り、之れを存在せしむること亦穿ち無意義とは言へぬ。此等の議員の存在も、其古き歴史と傳統に由るところが尠くない。唯問題は、それが直ちに貴族院の機能を發揮する上に支障あり且つ有害なりや否やに在る。華族の互選議員

の選舉に就いては、種々の弊害あることを耳にする。併し過去に於ける事實に照らし、此等の世襲議員や、互選議員や、多額納税議員が、貴族院全體の行動に對し、甚だしく支障を生ぜしめたものとは考へられぬ。

貴族院の構成に就いて、最も疑問となるのは勅選議員である。我國過去の政治に於て、軍閥跋扈の弊害は實に顯著なるものであるが、官僚の跋扈が我國の政界に與へた害毒は、決して之れに讓るものではない。貴族院の勅選は、或意味に於て官僚の暴窟である。貴族院の勅選と、各官廳に於ける外郎團體程、我國の官僚政治に根據を與へて居るものはない。貴族院の勅選議員は、學識經驗有り、練達堪能の士であることが選抜の條件であるが、最近に於ては内閣書記官長や、法制局長官や、其他の官職に在る官吏が多數勅選されて居る實情である。政治の民主化を實現せんとせば、先以て此官僚閥を徹底的に剷滅しなければならぬ。世の貴族院改革論者は、此點に就いて果して周到なる研究と深甚なる考慮とを拂はれて居るであらう乎。

貴族院改革に就き、多額納税議員に代ふるに職能代表議員を以てするが如きことを唱へて居る人がある。一體職能代表といふことは、ファッシン政治に其起源を有して居るものではあるまいか。起源はいづれでも可いとして、職能に依つて異なる代表者が議會に集り、各々其異なる職域に對して自説を固守することになれば、之れに依つて全般の民意を代表する政治が行はれるであらうか。ヒットラーやムッソリーニの模倣に對しては、既に十分苦き經驗を有して居る筈である。されば、此主張に就いても、十分の検討を要することであらう。

さて、民主政治の實現に就き、貴族院を改革せんとすれば如何にすべきであるか。固より貴族院は衆議院と平等の權能を主張すべきものではない。前にも述べたる如く、二院制度の下に於ける第二院即ち貴族院の任務は、衆議院に於て操急輕率に失せる議決ある場合、冷靜に之れを審議し、嚴正に之れを批判して其議事の進行を遲滞せしめ、以て國民の判斷に委せることに盡きるのである。斯くして兩院の關係は圓滑を保ち得べく、貴族院は飽迄衆議院の上に立

ち、嚴正公平なる批判機關として其機能を完了することが出来るであらう。貴族院に於ける政治的野心家の存在の如きは絕對禁物である。貴族院の改革は此狙ひを以て爲すべきであらう。

#### 九、帝國憲法と其第七十三條

憲法第七十三條は、補則即ちサブラメンタリーであつて、其本文ではない。但、此第七十三條に於て憲法の條項を改正するに就き必要なる要件が定められて居る。即ち「將來此憲法ノ條項ヲ改ムル必要アルトキハ勅命ヲ以テ議案ヲ帝國議會ノ議ニ付スヘシ。此場合ニ於テ兩議院ハ各其總員三分ノ二以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開クコトヲ得ス。出席議員三分ノ二以上ノ多數ヲ得ルニ非サレハ改正ノ議決ヲ爲スコトヲ得ス」との規定である。而して現在各方面に於て議論の焦點となつて居るのは、右條文中の「勅命ヲ以テ」云々に對する解釋である。或者は憲法は詔書を要するものなるが故に、其草案は政府即ち内閣の下に

於て編製さるべきものと主張して居る。憲法第三條「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」との規定に據り、天皇は統治權を總攬し給ふけれども、親しく國政を處理し給ふものではない。之れは帝國憲法の動かすべからざる原則である。若し此の原則を紊るやうなことがあつては、憲法第三條の規定は意義を没却することになる。而して憲法に於て統治權を總攬し給ふと定められたのは、天皇の大權さへも制限されて居ることを認められて居るのである。憲法に依りて制限を受ける者に神懸りは無い。従つて憲法第三條は、最も嚴格なる意味に解釋せられ、天皇は親しく統治權行使の任に當らせ給はぬが故に、神聖殺すべからざるもの、である。されば憲法第七十三條中の「勅命ヲ以テ」云々も、天皇が親しく御願意に依りて發動せらるゝものと解釋すべきでない。時の總理大臣即ち内閣の奏請に依りて勅命を降下し給ふものと解釋するのが憲法明文の正解である。

伊藤公は此條項に就き、其「憲法義解」に斯く述べて居る。通例ノ法律案ハ政府ヨリ之ヲ議會ニ附シ或ハ議會之ヲ提出ス而シテ憲法改正ノ議案ハ必ス勅命

ヲ以テ之ヲ下付スルハ例ノ憲法ハ天皇ノ獨リ自ラ定ムル所ナリ故ニ改正ノ權ハ又天皇ニ屬スヘケレハナリ」と之れに依りて觀るも、憲法を改正するの必要ありと認めらるゝ時は、時の總理大臣は、之れを天皇に奏請し、改正の議案は天皇より下附せられ、議會に之れを提出するものと解すべきである。而して法理上、憲法改正の權は天皇に屬するのであるけれども、既述の如く、立憲政治の下、すべて之れは内閣の責任に於てなさるべきものであつて、其責任が天皇に歸するのではない。そこで問題となるのは、勅命は總理大臣の奏請に基いて發せらるゝのであるが、其改正の草案は如何に編製せらるゝかといふことである。憲法第七十三條には「勅命ヲ以テ議案ヲ帝國議會ノ議ニ付スヘシ」とあり、伊藤公の「憲法義解」には「憲法改正ノ議案ハ必ス勅命ヲ以テ之ヲ下付ス」とあるのみである。従つて議案を編製する者が、如何なる機關であるかは明かでない。此處に議論の餘地が生ずる。勅命を以て内閣が憲法改正の議案を編製すべきか、或は内大臣府に於て此事に當るべきか、憲法の明文に於ては明かでない。

ない。但前記 憲法義解一に據れば 憲法の改正案は、天皇の命じ給ふ機關に依つて編製せられ、それが内閣に下付され、議會に提出すべきものの如く解釋される。されば憲法改正案が、勅命に依りて内閣に於て編製されやうとも、又は内大臣府に於て御用掛の手に於てなされやうとも、差支のあるものとは思はれぬ。即ち憲法改正の勅命は、内閣の奏請に依つてなさるべきものであるが、其改正案の編製が、勅命に依りて必ず内閣に降らなければならぬといふ理由はない。之れが内大臣府に御下命があれば、内大臣府に於て改正議案を編製すべきであつて、それが憲法の規定に反するものとは解釋されぬ。

抑々今回の憲法改正問題は、國內に於て醜態せるものがあつたに違ひないけれども、之れが直接發動したのではない。新聞の傳ふるところに據れば、近衛公がマッカーサーを訪問せる際、此事に關して暗示を與へられたといふことが、之れを公より天皇に言上し、其結果、内大臣府に於て改正案の研究に當られることになつたのか、或はマッカーサーの暗示に刺戟されて、内大臣府が、

自ら進んで準備研究を始められたのか、之れは判明しない。若し之れが總理大臣ならざる近衛公の言上に依つて内大臣府が斯く決定せしものとすれば、それには議論の餘地があるかも知れぬ。併し、常侍輔弼の任に當る内大臣としては、憲法改正の世論が熾んになれば、之れに處する爲め、豫め周到なる調査研究を爲し置くは當然のことである。又内閣としても世論の大勢に鑑み、憲法の條項を改正する必要ありと認むるならば、國家組織の根本を定むる此大法典に對して慎重なる研究の歩を進むべきは、是亦當然の事でなければならぬ。唯此場合、伊藤公の言はるゝ如く、憲法の改正は、通常の法律の改正とは全く其性質を異にするものなるが故に、兩者共に十分なる調査研究を遂げ、其進行途上に於てさへ互に歩調を紊るが如きことのないやうに深く注意すべきである。天皇より、未だ憲法改正に對する勅命を降し給うたことを承知して居らぬ。いづれにせよ勅命を受けて初めて正式に憲法改正の主體が決まるのである。而して此勅命を受けたる者が、研究に研究を累ねたる結果、最後案を決定して之れを

天皇に上奏し、天皇に樞密院の議を經たる後、成案を内閣に御下付になり、議會の議決を終るといふ順序である。之れが憲法第七十三條の規定に於ける憲法改正上の手續である。此場合、貴衆兩院は、總員の三分の二以上出席する議場に於て、出席議員三分の二以上の多數を以て議決し、茲に憲法改正案が成立するのである。

### 一〇 樞密院官制の改正

元來 樞密院は、其名の示す如く専ら天皇の諮詢機關として設定されたものである。然るに現在の樞密院は、どうやら純然たる諮詢機關の域を脱してゐるやうに思はれる。樞密院官制第六條に據れば、憲法附屬の諸法律及び勅令、戒嚴令又は宣戰の布告、其他條約の締結等外交に關する諸問題は、すべて樞密院の審議決定を要することに規定されて居る。而して憲法附屬の諸法律及び勅令とは、其範圍極めて廣く、衆議院選舉法、教育上の諸法案及び諸官署の官制等

すべて樞密院の審議議決を要することになつて居るのである。されば如何なる内閣と雖も此等の法案及び官制の改正に就き樞密院の反對に遇へば之れを實現することは出来ない。條約の締結に就いても然りて、先づ第一に樞密院の承認を求むる必要がある。曾て田中内閣當時、不戰條約の締結に對し、樞密院の猛烈なる反對に遭遇し、内閣の危機をさへ傳へられたことがあつた。斯くて樞密院は純然たる諮詢機關といふよりは、事實上寧ろ一種の立法機關たるが如き觀を呈して居る。

從來内閣員は官僚出身者が多數を占めた。而して彼等は、樞密院顧問官と思ふ・感情・境遇・經驗等を略々同うするものである。従つて内閣の欲する所は樞府の同意する所となり、内閣も亦常に樞密院の鼻息を嗅ひ、此等の法律勅令を定め若くは其外交政策を決定することに力めた。そして又時には、内閣は樞密院の立法上に於ける權限を取扱上擴張することに依つて自己の責任を曖昧ならしめ、若くは其地位を擁護することを懈らなかつたものである。

從來我國の内閣は、多くの場合民意を代表せざる官僚内閣なりしが故に、議會に於ては屢次手厳しき非難攻撃を受け、又は責任を問はるゝことがあつたけれども、樞密院は直接議會の非難を受ける虞れもなく、又責任を問はるべき氣遣ひもない。されば重要な官制の改革又は條約の締結に關して、樞密院の權限を擴張すればする程、内閣は夫れ丈け之れに對する責任を曖昧にすることが出来、且つ之れに依りて其地位を擁護することも自然容易である。斯くして官僚内閣の下、樞密院の權限は漸次擴大進展せしめられたのである。

併しながら世運の急轉進に依り、政治上の凡ゆる機關は民主化せられ、議會が政治の中心となり、責任内閣が成立するに至れば、其内閣は専ら國民の意志に基いて政治を行ふことになり、樞密院の鼻息を喰ひ、其拘束を受けて重要な法律案を立案し、若くは條約を締結するといふが如き必要は最早無くなる。

責任内閣は、政治上の責任を明確ならしめ、それに対して全責任を負はねばならぬ。内閣が政治上すべての責任を負ふことになれば、其意志を實行するに當

り、障害となるべき他の機關の存在を許す筈はない。若し責任内閣の意志が政治上實現されぬやうなことがあれば、國民の意志に基く政治は行はれぬ。されば眞にデモクラシーを實現するに就いては、樞密院官制を改正して、その諮詢事項を最少限度に限定し、名實俱に之れを純然たる諮詢機關としなければならぬ。之れが樞密院改正の要諦である。眞の責任内閣が成立すれば、國政・國務に關して、天皇が別個に諮詢機關を有せらるゝ必要は自然減却する。政治上の一切の責任は内閣に在り、而して、國民の意志は即ち内閣の意志、内閣の意志は即ち天皇の意志として政治上に實現されるのである。されば輔弼の全責任を負ふ内閣以外に、天皇が政治上の諮詢機關を有せらるゝ必要は極めて輕微となる。此場合若し樞密院が純然たる天皇の諮詢機關として存在するとすれば、それは政治上よりは寧ろ天皇のパーソナルの諮詢機關となるべきであらう。

立憲政治の發達、即ち政治上のデモクラシーを實現するに就いては、法制主として憲法と選舉法とに依らなければならぬ。凡そ一國の憲法は、國家の組織と政治機關の編制と、其機能の範圍及運用とを定むる根本法典であつて、選舉法は國民の政治上に於ける發言權行使の範圍を定むるものである。されば憲法は、政治組織の輪廓、選舉法は其内容を規定するものなりとも言ひ得られる。而して選舉法を憲法の條項内に於て定めたる國もある。米國の如きは即ち夫れで、憲法の條文内に選舉法を規定して居るのである。又英國の憲法は所謂不文法であるか、其選舉法は憲法内に取扱はれて居る。然るに我國に於ては憲法と選舉法とは別個の法典として居り、之れは我國の特徴である。

從來我國の官僚學徒は、憲法に對して一種の妄想或は迷信を抱き、帝國憲法は千古不磨の大典にして一定不變のものであるかの如く主張して居つた。斯かる者の存在する場合、若しも選舉法が憲法内に規定されて居つたならば、我憲政の發達は、容易に期し得なかつたであらう。元來、人間は時々刻々進化しつ

つあるもの、従つて如何なる國家と雖も一定不變、千古不易であるべき道理はない。而して世の變遷に伴うてすべての法典も亦改正されねばならぬことは當然である。此點に於て我國の選舉法が憲法内に規定せられざりしことは、憲法制定者の卓見と言ひ得べく、現に選舉法は既に數回改正が行はれて居るのである。

今や憲法改正論の沸騰しつゝある時、選舉法改正の論議されるのは當然でなければならぬ。實際次回の總選舉を行はうとすれば、選舉法の改正なくして之れを行ふことは不可能である。何となれば戰災の爲めに幾多の選舉區は全部若くは一部が消滅されて居るから、假令根本的選舉法の改正を要せざる迄も、差當り消失せる選舉區の整理を行はなければ、選舉は行ひ得ない實情だからである。而して此處に選舉法改正に就き二つの議論が生ずる。一は戰災に對應する爲め應急的選舉法の改正を行ふことであり、他は政治の民主化を徹底せしむる爲めに企つるところの選舉法の根本的改正である。



現在の議員の任期は、現行選舉法に依り明年三月を以て終了する。故に何事が起らずとも明春は總選舉を行はねばならぬ。其爲めならば應急的選舉法の改正が必要である。之れは已むを得ざる措置である。唯此機會に選舉法の根本的改正を實行すべきや否やは、輕々に論ぜらるべき問題ではない。選舉法は立憲政治の基底を爲すもの、従つて之れが改正を試みるに際しては、深く將來の政治の動向を考慮すべきであつて、時局混亂のどさくさ紛れに、此事に着手するが如きは、思慮有る政治家の爲すべきことでない。

今假りに選舉人資格の年齢制限を廿五歳より廿歳に低下し、男女同等の選舉權が附與されるものとすれば、有權者數は一千五百万人より一躍して四千萬人の多數に激増する。世界何れの國に於ても、一時に斯かる飛躍的選舉權の大擴張を試みた實例は無い。殊に婦人の參政問題であるが、原則上婦人に參政權を與ふることには固より異議はない。筆者は二十數年前より婦人に選舉權を與ふべきことを熱心に主張せるのみならず、其實際運動に迄參加せる者である。け

れども凡そ物には順序がある。責任ある政治家としては、與へたる參政權が有効適切に行使せらるべきや否やに對する見究め無くして、遽に之れを實施すべきでない。我國の婦人は從來何等の政治的教育も訓練も施されて居らぬ。婦人が家庭的に、社會的に重要な任務を果して居ること、或點に於ては男子に優ればとて劣らざるものあることを承認する。併しそれは特殊の例である。日本婦人の多數が、現在の家庭的・社會的環境に於て、今遽に選舉權を與へられたりとするも、適切有効に之れを行使し得るものとは到底考へられぬ。恐らく全國多數の婦人は、日本特有の家庭的事情の爲めに、選舉權を行使し得ぬであらう。此の豫想が的中して、極めて少數の婦人のみが選舉權を行使し、大多數の婦人は悉く棄權するといふ場合をも考慮するのが、眞摯なる政治家の態度であらう。マツカーサーが婦人に參政權を與へよと言つたからとて、周章狼狽直ちに政治教育も訓練も皆無とも言ふべき多數婦人に對して、之れを與へんとするが如きは、餘りに無分別と評するの外はない。思ふにマツカーサーはアメリ

カの婦人を考へ、婦人に参政権を與ふれば平和主義者が増加する、又教育問題や社會問題・勞働問題等に就き、婦人は男子より一層周到なる注意を拂ふが故に、婦人に参政権を與ふることは、政治の民主化を企つる上に一大光明を齎らすものと推斷し、日本の國家社會をして健全にして而も、和的なる進運に恵ましめんとして之れを希望したものであらう。マフカーサーの此好意に對しては、まさに感謝しなければならぬ。併し之れを實現するに當りては、現存する國內事情を洞察して萬一にも誤り無さを期さねばならぬ。一方に突進せしめられたる振子は、等しき勢ひを以て反動を生ずるものである。此反動が烈しければ往々社會の組織をさへ破壊する虞れあることをも銘記しなければならぬ。

次に選挙法の根本的改正に就き研究を要することは、選挙区制の問題である。現行選挙区制は一般に中選挙区制と稱せられて居る。議員の定数を定むるものは成る程現在の中選挙区に違ひない。けれども投票の開票は各町村別に行はれて居る。嚴格なる意味に於て選挙区制は開票される處を以て區別の限定と

看做すべきものである。従つて現行の選挙区は、名儀、中選挙区であるが、實質は世界に殆んど類例を見ざる小選挙区である。各町村別の開票に依つて其区内に於ける選挙人が何人に投票せしかを判明する。投票の結果の判明する處が實質上の選挙区である。而して此各町村別の選挙区制は、選挙の干渉、投票の買収に最も便宜なところの選挙区制である。而して之れが我國の選挙界を腐敗墮落せしめし根本の原因である。現在の選挙権の程度に於て、假りに所謂小選挙区制なるものが採用されて居るとしても、一選挙区内に於ける有権者数は四萬内外に達するであらう。そしてこれが混合開票される場合に於ては、所謂買収は不可能になる。四五萬の投票に對して買収など容易に行はるべきものではない。それが各町村別開票なるが故に、其区内に存在する有権者は數百に過ぎない。それ故に買収の結果を有効にすることが出来る。従つて買収の弊害は其途を断たない。我國に於て所謂普選を實施した際、此各町村別開票制度をも改めたならば、我國の選挙界も確に廓清されて居つたに違ひない。選挙法を改正

するに就いては、深く此等の事實に就いても講究すべきであらう。

六〇

選挙法改正論の中には、大選挙区制を主張して居る者もある。現在の政府の如きも、男女廿歳以上のものに同等に選挙権を與へ、而も所謂大選挙区制を採用することに決定したとさへ報道されて居る。従つて筆者の此論文が公になる前に、或は之れが法文化されるかも知れぬ。併し將來の國民の爲めに之れは述べて置く必要があると思ふ。抑も大選挙区制を主張する理由は、全國に於て各政黨が取得する投票數に比例し、各政黨の代表者を確實に議會に選出せしめ得るといふ數學上の算定に基礎を置くものである。従つて大選挙区制を主張する場合は、各政黨別に投票したる連記移讓式か單記移讓式の方法を採用しなければならぬ。之れ以外に、選挙区制を合理的に主張し得る理由は無い。然るに我國の現状に於ては、各政黨の基礎も確立して居らず、各政黨の主張する主義政策も、國民に徹底して居らぬ。斯かる場合、比例代表制度に據ることなくして大選挙区制を採用すれば、其選挙の結果は、大選挙区制を主張する者の期待する

ところと全く正反對の結果を生ぜぬと何人が保障し得るであらう。而して當選者の獲得せる投票數に於て非常なる差違を發見するであらう。のみならず、必ずや小黨分立の現象を呈するに違ひない。小黨分立の結果は、衆議院を政治の中心とし、之れに依つて内閣を組織せんとしても、比較的多数を有する政黨の首領を内閣の首班たらしめ、而も此首班者は主義政策を異にする幾多政黨の代表者を入閣せしめざれば、議會の多数を制することが出来ぬであらう。斯くして繼に議會の多数を占むる者が内閣を組織するといふ形式は整ふけれども、實質的には畢竟烏合の集團に等しきものとなり、結局内閣は一定の主義政策に基づく國策を實行することが出来ぬ。のみならず、閣内に屢次意見の衝突を醸し、内閣を更迭せしむること頻々たるに至るに違ひない。之れは過去に於ける佛國の議會に於て、十分に證明された事柄である。議會に責任を有せざる超然内閣には、小數黨分立は、之れを操縦する上に便宜であるが、一定の主義政策を實現せんとすれば、一黨が議會に於て多数を占めなければならぬ。然らざるは實

の責任内には成立せぬ。されば立憲政治の下、眞に責任内閣を成立せしめ、政治の民主化を謀らんとすれば、二大政黨の出現を可能ならしむるやうな選挙區制を設定せねばならぬ。それには一區一人の小選挙區制に優るものは無い。英國は選挙法に對して種々の研究を試みた國は無いが、あらゆる研究調査の結果、今に小選挙區制を維持して居る、多年の経験に依り、二大政黨主義の立憲政治を實現する爲めには、一區一人の小選挙區制に優るものなしとの確信を得たからである。

元來議會政治は合議制である。合議制の下、事を決する場合には、賛成か反對か二途に別れるより外途はない。されば合議制の下、徹底せる民主政治を行はんとすれば、二派の對等なるものに依つて之れを期するより外途は無い。否らざれば一定の主義政策に基く政治を實現することは出来ぬ。米國は、議會と内閣の關係に於て、英國と全く其形式を異にして居るに拘らず、議會に根柢を存せざる大統領が、尙ほ國民多數の意志に副ふ一定せる主義政策に基きたる政治

を行ひ得る所以は、大統領と主義政策を同うする政黨が、多數を擁して議會に存在するが故に外ならない。米國に於ても種々の黨派はあるが、政治の大勢を占むる者は二大政黨の首領であり、議會と大統領及び内閣との繋連を保つものは主義政策である。

要するに、二大政黨の存在せざる所に責任内閣を成立せしめ、主義政策に基く議會中心の政治を行はんとするが如きは不可能事に屬する。健全なる議會中心の政治を實現せんとすれば、二大政黨の出現し得らるゝ選挙制度を定めねばならぬ。之れが民主化政治の實現を期する選挙法改正の要諦である。國家の將來を思ふ政治家の熟慮を煩はすべきことである。

### 一二、帝國憲法と議院法

憲法第四十二條の規定に依りて、帝國議會の會期は三ヶ月に限定されて居るが、議會の會期は限定せぬがよい。議會は年中開會せらるゝこととし、必要な

き合は休會する。而して夫れは政府と議會とが自働的に決定すべきであつて、敢て法律に依りて規定する必要はなからう。さて議會が、自働的制限以外年中開會されるものとすれば、之れに伴うて議院法の改正が必要になる。

又議院第四十條には「政府ヨリ豫算案ヲ衆議院ニ提出シタルトキハ豫算委員ハ其ノ院ニ於テ受取リタル日ヨリ廿一日以内ニ審査ヲ了リ議院ニ報告スヘシ豫算案カ貴族院ニ移サレルトキハ豫算委員ハ其ノ院ニ於テ受取リタル日ヨリ廿一日以内ニ審査ヲ終リ議院ニ報告スヘシ。各議院ハ已ムコトヲ得サル事由アルトキハ議決ヲ以テ審査期間ヲ延長スルコトヲ得但シ其ノ期間ハ通シテ五日ヲ超ユルコトヲ得ス」と規定されて居る。此條文に依り、貴衆兩院の豫算委員は廿一日間に於て豫算案の審査を終了せねばならぬことに限定されて居る。國政全般に亘り、數百億圓を要する豫算が、僅か廿一日以内に檢討審議し得らるゝといふが如きは、人間業で出来ることではない。されば從來の豫算案の審査の如きは、全く形式一片のものに過ぎなかつたのも眞に已むを得ざることであつた。

た。而して豫算委員會の審議は、豫算の各項目に亘る調査審議に非ず、政府の一般施政に對する質疑應答を以て了るが如き觀があつた。否な夫れさへも周到なる研究に依る質疑應答ではない。多くは通り一片の場當りの質問か、一時遁れの不得要領な答辯に過ぎない。斯くて從來貴衆兩院に於て豫算委員會が徹底的に行はれたことはない。之れは何としても改正されなければならぬ。豫算はすべて國民の負擔に關するもので、一般國民の最も注意を要するものであると同時に、之れを徹底的に審査することは、國民を代表する議員の最も重要な任務でなければならぬ。従つて此審査には期限を附すべきでなく、唯豫算案取扱方法を規定する位でよからうと思ふ。

次に、議院法には、常任委員即ちスタンディングコミティの規定があるにも拘らず、未だ會て之を設置されたことがない。議會がすべての政治に亘り、眞に國民代表の意義を完うしようとするれば、常任委員を設けて斷えず専門的に各般に亘りて調査研究せしめなければならぬ。然るに常任委員の規定はあるけれども

も、未だ曾て之れを設けたことがない。之れは官僚政治家は常に議會の勢力の増大を恐れ、官僚政府が常任委員の設置に反對し來たつた爲めである。政治の民主化が高唱せらるゝ此場合、議會は議院法の規定を活用して、速に常任委員を設置すべきである。

又 貴衆兩院議員は、孰れも政府に質問を爲さんとする時は、議院法第八十四條の規定に依り、三十人以上の賛成者を要することになつて居る。上奏又は建議の動議に就いても、第五十二條に依つて三十人以上の賛成を要することに規定されて居り、請願に就いても同様である。請願や上奏や建議に就いては、或は此等の規定も必要であらうけれども、質問に對しては、今一層簡單に之れを爲し得るやうにすることが、議會の機能を發揮する上に必要であらうと思ふ。

同じく第七十三條に於て、貴衆兩院共、審査の爲めに人民を召喚若くは議員を派出することを禁ずる規定が設けられて居る。議院が各般の國政に對して審査を進むる場合、人民を召喚し若くは議員を派出することは、時として極めて

必要なことと思はれる。此等の規定も改正を要するものではなからうか。

同第十九條に於ては、貴衆兩院議長・副議長及び議員の歳費が定められて居る。此等は明治卅二年及び大正九年に改正されたものであるが、其後の社會經濟の變遷を考ふるとき、之れが現在に適切なるものとは思はれぬ。議長副議長及び議員の體面を維持する爲めにも、此規定の改正を要することは言を須たない。議會が政治の中心となる場合に於ては、議長副議長は勿論、兩院の各議員は、國政を左右する中心機關であるから、其地位と威信とを保持せしむることは、國政に權威あらしむる所以でもある。

現在兩院議長副議長の待遇は、閣僚の下に置かれて居るが、之は少くとも議長は其待遇上、宮中席次等に於て總理大臣の次席を占めるのが當然である。そして副議長は閣僚と同一待遇を受くべきである。

從來官僚政治家は、議會の權威の伸長せんことを恐れ、貴衆兩院議長副議長の待遇改善に就いては、常に反對的態度を持し來つたものである。併し民主化

政治に於ては、議會がすべての中心である。従つて之れを代表する議長及び副議長は、儀禮的にも又社會的にも、少くも閣僚と同一の待遇を受くべきである。否らざれば、國民大衆に對し、議會の品位を高むることが出来ぬ。之れは形式的のことのやうに思はれるが、政治に對し深き注意を拂ふ者は、考慮すべきことであると思ふ。

## 2、デモクラシイの哲理

### 一、民主主義の由来

デモクラシイの語源はギリシヤ語である。元來デモクラシイとは、國家組織に關する一種の哲學的概念であつて、或る國家組織を表示又は表徴するため使用されたものである。而して泰西諸國に於ては、古くより絶えず此語が使用せられ、現在に及んで居る。けれども其語の意義・内容は、時代に依つて著しく相異して居る。

我國に於ても、歐洲戰亂即ち第一次世界戦争後、デモクラシイなる語が朝野の間に氾濫した。併し此語の有する眞の險義が、果してよく理解されて居つたかどうかは疑はしい。當時、デモクラシイを民主主義又は民本主義と譯された。民主主義と譯しても、民本主義と譯しても、何等兩者の意義に異なるとこ

ろがない。原語そのものが同一だからである。然るに之れを民主主義といへば、東西思想であつて我國體と融和せざるもの、民本主義といへば、我國固有の思想と融和し、我國體と相容るゝものなりといふが如き詭辯さへ行はれた。而して斯種の論者は、民主主義はデモクラシイの譯語で、歐米の思想であるが、民本主義ならば、我國固有の思想であるとの主張を固守強調する爲めに、古來我國に於て「民は國の基也」と言ひ「民の心を以て君の心と爲す」と言ふが如き語を引證したものである。併し古來我國には民本主義なる文字の用ゐられたことはなかつた。勿論、思想は文字に先行する、文字は無くとも思想は有り得るから、我國にも民本主義的思想のあつたことは一應承認されるけれども、之れも亦時代に依つて異なる意味に於て使用されて居つたものと謂はねばならぬ。それは恰もギリシヤのデモクラシイと現代のデモクラシイとが、文字そのものは同一でありながら、意味に於て著しく相異なるのと同様である。されば古來我國に於て「民は國の基也」「民の心を以て君の心と爲す」と言はれ、之

れが一種の民本主義であるとしても、之れを以て直ちに現代に於ける我國民の要望する民主主義に代へ、其切實なる欲求を満足せしむることは出来ぬ。何となれば、此思想に依りて現在我國民の希求切望して居るところの政治・經濟・産業・教育其他社會全般に亘る民主化を實現することは不可能だからである。それ故に若し強ひて此思想を我が現在の國家要求に適用せしめんとすれば、根本的に其意義を改めなければならぬ。

凡そ人間の思想は、主として其生活上の環境に依りて生ずるものである。勿論他より之れを感受する場合もある。而して之れを體得するにも又實現するにも、豫め之れを體得又は實現し得べき境遇が備はなければならぬ。凡そ思想の實現は、之れを實現する者の境遇即ち生活状態に依つて決せらるゝものである。従つて思想は同一であつても、其實現の結果は決して同一であるとは言へない。されば民主主義又は所謂民本主義の實現される場合、それがよしや我國古來の傳統的思想であつても、歐米よりの輸入思想であつても、其結果は一



に我が現代國民の生活狀態即ち境遇に依つて決定されるのである。而して現今我國の朝野を擧げて唱道されつゝあるデモクラシイ即ち民主主義は、其内容に於て現在英米に於て行はれつゝあるものと全く同一のものである。我國は最近所謂大東亞戰に於て、惨めなる敗北を喫した。其結果、ポツダム宣言に基き聯合國側に依りて我國の軍閥官僚政治を一掃し、軍國主義を絶滅して恆久的な平和國家建設の爲めに、我國の凡ゆる制度組織をデモクラタイズすること即ち民主化することを要求されて居るのである。而して今や我國民は、マツカーサーの要求如何に拘らず、此際我國の諸制度諸組織を根本的に民主化し、眞の共和國家を建設することは、我國の爲めに有利であり、國民全體の爲めに幸福なることを信じて居るのである。斯くしてデモクラシイ即ち民主主義が高唱されて居るのである。従つて現在國家の要求しつゝある改革は、デモクラシイの哲理に依つて行はれねばならぬことは言ふ迄もない。

## 二、デモクラシイと國家の概念

デモクラシイの觀念は、國家若くは社會を基礎として居る。さればデモクラシイの意義を詮索するに先だち、其觀念の基礎たる國家若くは社會の概念に就いて二應の理解をもたなければならぬ。

凡そ國家若くは社會なるものは、多數人類の集合體である。而して人類が多數集合して一國家又は一社會を構成する所以は、人間の人間なる爲め、即ち人類の本能に因るものである。一體人間は孤獨の生活に耐へざるもので、孤獨の生活に於ては、本能的欲求さへも満足されざるのみならず、自然の壓迫に對しても抵抗力甚だ微弱なる爲め、遂には其生存さへ全うすることの出來ぬものである。故に人間は一は其本能より、他は自然の境遇より、自から集團生活を營むに至るものである。斯くて多數の人類が相集つて構成する集合體、その或るものを國家、或るものを社會と呼ぶ。されば國家若くは社會は、之れを構成す

る凡ての者の爲めに存在するものであることは明かであつて、其中に於ける一個人又は少数者の爲めの存在でないことは言ふ迄もない。元來、國家又は社會は一個人に依りて成立するものではない。いかに君主主義能主義の王國にしても、王様一人のみで國家は構成されぬ。之れはまことに見易き道理である。然るにも拘らず世間動もすれば、國家又は社會を以て、其中に存在する一個人若くは少数者の所有物なりとし、其他の者は凡て之れに隸屬すべきものとなりと主張する者がある。曾て佛國のルイ第十四世は、朕は即ち國家なりと傲語された。勿論ルイ第十四世と雖も、此場合、彼一人に依つて國家が構成し得らるるものと思惟したのではあるまい。唯國家は彼一人の爲めの存在であつて、爾餘の凡ての者は、彼に隸屬屈從する爲の存在に過ぎないとの意味に外ならないであらう。最近獨乙のヒトラーが、其國民に對して執りたる態度も、稍々之れに勞弊たるものがあつた。彼は、彼一人のみが獨乙國民に對する唯一無二の指導者なりと主張して居つた。之れは誤れるの太だしきものと謂はねばならぬ。

元來、國家又は社會があつて、初めて多數の人類が其處に集合するのではない。多數の人類が相集合して國家又は社會を構成したのである。されば國家又は社會は、之れを構成する凡ての者の爲めに存在するのであつて、其構成分子たる各個人が、國家又は社會の爲めに存在するのではない。換言すれば、國家又は社會があつて人民があるのではなく、人民があつて然る後に國家又は社會があるのである。但國家又は社會と、之れを構成する各個人との輕重を問ふ場合、單獨なる個人より國家又は社會が一層重大視される。之れは國家又は社會は、之れを構成する凡ての者の綜合であり、代表であるからで、國家又は社會が主であつて人民が従なるが爲めではない。又國家又は社會の全體、即ち之れを構成する全部の人民は、其中の一個人若くは少数人士よりは、人類存續の上にも亦其利福の増進上にも重大な關係を有するからである。されば個人よりも國家又は社會を重大視するのは、畢竟人類多數の存續と其永久の發展との爲めであつて、社會又は國家が主であり、人民が従である爲めではない。反對に人

民を主とし國家又は社會を從となす爲めである。之れは國家又は社會の概念の第一義である。而してデモクラシイは之れを承認して居る。

凡そ一國家若くは一社會内に於ける各人の生活は、極めて密接なる關係を有する相互的且つ協同的のものである。元來人間は孤獨の生活を爲し得ざるもので、假りに之れを爲し得る者があるとしても、それは人間の生活として最も貧弱なものである。先哲は「無人の一大陸に於ける大帝王の生活より、大都會に於ける乞食の生活は、寧ろ豊富且つ優良であらう」と言はれたが、之れは人生に於ける一面の眞實を喝破したものである。乞食の生活は、全く不生産的にして協同的生活とは言へぬけれども、彼も亦社會の產物であり、其生活は孤獨の生活とは言へない。而して國家若くは社會と稱へらるゝ集合體中に存在する者の生活は、如何なる場合と雖も其中に生活する其他の者の生活から絶對的に分立しめることは出来ない。

勿論其社會若くは國家の文化の程度に依つて、各人間の關係の密度は著しく相違する。例へば水草を逐うて轉々移住する遊牧民間、或は専ら狩獵又は漁撈に依つて生活する民族の間に於て其各人間の關係は甚だ離散且單純である。固より彼等の社會には、一定の政治組織のあらう筈もなく、物品の交換が行はれても、恐らくは物々交換の範圍を出でない。あらう。然るに人間が一定の場所居住して産業を營むやうになれば、自から職業上の區別も生じ、政治上の組織にも整ひ、物品の交換狀態も漸次複雑となり、從つて各人の生活上の關係は、一層相互的且つ協同的のものとなるのである。而して現今の如く人文發達し、凡ての産業組織が手工業の域を脱して機械工業に化し、各人の勞働が分業的になればなる程、相互間の關係は更に緊密となり、纏綿するが如き狀態を呈するに至るものである。之れは國家若くは社會の概念の第二義である。而してデモクラシイは之れを承認し、進んで各人相互の關係を一層完成せしめんと期するものである。

國家若くは社會が、多數人類の集合體であり、其中に在る凡ての者の生活が

相互的且つ協同的である以上、各個人の消長は直ちに其全部の消長となることは當然である。されば國家若くは社會の榮枯は、之を構成する各個人の榮枯盛衰に依つて決するものと言はねばならぬ。而して此事實は、今回の世界戦争に於て最もよく證明された。世界戦争に於ける交戦國中、國家として最高能率を發揮し得たるものは、其國民が機械的に組織され、其中の少數者に依つて統一統御されたものではなかつた。國民全體が國家の運命と各自の雙肩に懸るものと思惟して、自發的に活動した者が最高能率を發揮したのである。據言すれば、國家として最も有力なりしものは、其國家を階級的に組織し、其中の所謂上流階級に屬する人々に依つて統御されたものではなくして、國民全體が、國家を彼等自身の物なりと自覺し、各自其有する所の智能勇力を協同一致して發揮したものであつた。此事實は、國家の運命と各個人の運命とは、水魚も雷ならざるものであることを物語るのみならず、國家の運命は、結局各個人の運命に依つて決するものなることを最もよく證明するものでなければならぬ。而

して國家若くは社會の運命は、其國民全體の運命と密接な關係を有するばかりでなく、國民各自の運命も亦、相互的に極めて密接なる關係を有するものである。従つて一國家若くは一社會内に於ける一個人の運命も亦、直ちに其他の者の生活に影響を及ぼすものであることを識らなければならぬ。

然るに世間動もすれば、一國家若くは一社會内の一小局部に於ける現象、激甚なる生存競争上、各自互に嫉視反目、相排擠しつゝある——を目睹耳聞し之れを以て社會の真相なりと誤解し、社會に於ける各個人の利害は、到底相一致せざるもの、他人の利益を侵害し、若くは他人を陥穽するに非ざれば、到底自己の利益を伸展し得ざるものの如く思惟する者がある。尤も、短期間、一小局部に於ける現象としては斯かる事實の存在することも一概に否定されぬ。併し、長期間、國家又は社會全體を達觀すれば、之れを以て多數人類の協同生活の真相なりと言ふことは出来ぬ。他人の利福を侵害して自己の利福を増進し得ることは絶対にない。他人の利福を増進せしむることに依つて、初めて自己の

利福を増進する途が開き得らるゝのである。斯くて一國家若くは一社會内に於ける各個人の利福増進は、其國家又は其社會の利福増進となり。國家若くは社會の利福の増進は、其中に於ける凡ての者の利福の増進となるのである。されば一國家若くは一社會の進歩發達は、其中に存在する一部少數者（よしや夫れが天才の所有者としても）の才能のみを發揮せしむることに依つて定まるのではない。凡ての者の天賦の才能を十分に發達せしめ、且つ遺憾なく發揮せしむることに依つて決するのである。而して國家又は社會の運命は、其中に於ける凡ての者の運命と離るべからざるもので、國家又は社會の運命に依つて凡ての者の運命が決するのではなく、凡ての者の運命に依つて國家又は社會の運命が定まるのである。之れが國家若くは社會の概念の第三義である。而してデモクラシイは又一之れを承認して居る。

### 三、デモクラシイと優良生活

國家又は社會は、之れを組織する凡ての者の生活の爲めに存立するものであるが、此場合所謂人間の生活は、單に禽獸蟲魚の如く群居棲息し、其生命を自然の儘に存続するといふことではない。若し單に自然淘汰に委せて、天壽の存する限り、各自其生命を持続するといふ丈けのことであれば、國家の構成も社會の組織も必要はない。併し、人間の生活は、禽獸蟲魚の生活と自から其意義を異にして居る。人間には、智・情・意が備つて居り、而も夫れは人間の社會的協同生活に依つて殆んど無限に啓發長養せられ得べきものである。従つて各自の天稟と境遇と、其教養と努力とに依つて、自から優劣を生ぜざるを得ない。されば一概に人間生活と言つても其間優劣の差別あることを知らねばならぬ。然らば人間の生活として、如何なる生活が最も優良な生活であらうか。而してデモクラシイは、此優良なる生活を實現する上に、如何なる役目をもつてあらうか。

會て天賦人權論者は、人間は生れながらにして自由且つ平等の權利を有する

ものなりと主張した。併し事實は之れを裏書してゐない。人間は生れながらにして各自異なる相貌風采を備ふるが如く、其性格に於ても、智力に於ても、體力に於ても、各人決して平等ではない。又其各々相異なる所に、人間生活の妙味が存するのである。但、相異なる人間が、共通して同様に希望するものがある。幸福なる生活これである。これだけは各人異なる所がない。さらば如何なる生活が幸福な生活、最も幸福な生活であると言へば、これがまた問題である。

曾てベンザム及びミル等の功利主義者は、最少限度の苦痛を以て最大の快樂を享有し得る生活が、個人の生活として最も幸福なるものなりとし、又國家としては、其最大多数の人民に、最大幸福を興ふるものが、最も優良なものであると主張した。彼等の主張に據れば、人は凡て苦痛を厭ひ、快樂を追求するものである。而して其追求するものを獲得した場合に於て幸福であるといふのである。併し、最小の苦痛又は最大の快樂と言ふに就いては、幾多の疑問を免れ

ない。苦痛にも快樂にも種類がある。量の相違もあれば、質の差別もある。又瞬間的のものもあれば、長時間に亘るものもあつて、決して一概に論ずる譯にはゆかぬ。のみならず、肉體上の損傷に由つて生ずる苦痛は別として、多くの場合苦痛なるものは、欲求を満足し能はざる所に發生する。故に、假りに苦痛の量が衡り得らるゝものとすれば、最小の苦痛は、最小の欲求に隣伴すると言ふべきであらう。凡そ欲求が大なれば大なる程、之れを満足せしむることは困難である。従つて苦痛も亦一層増大する。快樂に就いても亦全く同様である。欲求が小なれば小なる程、より容易に満足される。而し、欲求の満足されたる時、又は之れが満足さるべき希望を有する時に快樂がある。故に最少限度の苦痛に依つて快樂を享有するには、欲求を小にせねばならぬ。此意味より言へば、比較的知識の發達せる殊に複雑なる都會に生活する都人の生活よりは、山間僻地に定住する知識程度の低い人々の生活が安逸にして苦痛も少く、其欲求も自から簡單にして容易に満足し得らるゝであらう故に、一層幸福なる生活で

あるかも知れぬ。

八四

國家若くは社會に就いても同様である。其人民の多數が無智蒙昧にして其欲求する所のものが低級なれば、甚だしき苦痛なしに容易く之れが満足せられる。従つて不平も不満もなく、少くとも其欲求に對しては満足なる生活を營むことが出来る譯である。曾てルーツが、野蠻人の生活を以て所謂文明人の生活よりも一層幸福なりとし、人は須らく自然に還るべしと絶叫したるは、蓋し此意義に外ならぬ。實際無智なる蠻民の生活は、文明人の生活よりも安逸である。又山間僻地に在る者の生活は、文化の巷に居住する都人の生活の如く甚しき勞苦もなく比較的安穩である。併し乍ら、其故に前者の生活を以て、直ちに後者の生活より優良なりと斷ずることは、恐らく何人も首肯せざる所であらう。蓋し人間の生活は、單に其苦痛と快樂との量の比較のみに依つて評價さるべきものでなく、苦痛といひ快樂といふも、量の問題よりは寧ろ質の問題である。のみならず、如何なる生活が眞に幸福なる生活であるかに就いても尙ほ幾

多の問題がある。いかに不平不満なく、満足且つ幸福なる生活であつても、其欲求が凡て低級のものであれば、之れを以て優良なる生活なりと斷定することは出来ない。唯外界の刺激と内部より起る衝動とに因る本能的欲求ならば、之れは容易に満足せしめ得られるけれども、斯かる欲求の満足のみを以て甘んずる生活は、禽獸魚の生活と大差なきもの、人間は決して斯かる生活を以て意義あるものと爲すものでない。されば無事安逸の生活が、人生の生活として必ずしも希望するものでもなければ、又優良なりと認めらるゝ生活でもない。

元來、人間の欲求は、その凡てが決して満足し得らるべきものでない。極めて低級なる本能的欲求のみでも、其悉くを満足せしむることは不可能である。いかに太 無事の生活に於ても、必ず充實されざる多くの欲求はあるものである。従つて常に多少の苦痛の存することは免れない。而して如何なる場合と雖も、人間の欲求の凡てが満足されるといふ譯にはゆかぬ。曾てシヨレベンハウエルは“人生は永久に不満に了るものなり”と喝破した。之れは或意味に於て

八五

人生生活の眞理である。人間は其欲求の満足された時に、又満足されるべき希望を有する時に、初めて満足であり且つ幸福なものである。而して人間の欲求は無限であり、福を得て翼を望むのが人間の欲求の本體である。斯くの如くにして人間の欲求の全部は、未來永劫決して満足される時はない。されば欲求を制限し、苦痛を軽くして容易に之れを満足せしめ、單に享樂することが人生の優良なる生活であるかといふに決してさうではない。寧ろ成るべく多くの而も優良なるより多くの欲求を抱き、より多くの苦痛を忍んで其欲求を満足せしめ、更に偉大なる欲求を追求し、之を満足せしめんと奮闘努力する所に、人生生活の眞の意義が存するのである。

而して人生の生活として最も優良なるものは、最も豊富なる、而かも充實せる生活でなければならぬ。決して單純なる欲求を有し、甚だしき苦痛なく之れを満足せしめ得るものであつてはならない。より多く且つより偉大なる欲求を有し、幾多の苦痛を忍んで之れを充實せしめ、更に偉大なる欲求を無限に追求

し得るもの、斯かる生活でなければ、豊富なるもの、又優良なるものではない。されば野蠻人の生活より文明人の生活、田夫野人の生活より文化の巷に奮闘する都人の生活、無智なる者の生活より聰明なる者の生活、俗人の生活より藝術家の生活、俗悪なる物質的欲求のみを追ふ者の生活より、高尚なる趣味を樂しむ人の生活を一層優良なるものと認むるのである。而してデモクラシーは之れを主張し、且つ斯かる優良なる生活を、すべてのものに實現せんとする國家若くは社會を構成せんとするものである。

#### 四、知識の發達と要求の擴大

凡そ人間の欲求は、大體に於て其人の知識の程度と正比例に擴大され、且つ醇化されるものである。所謂煩惱と稱せらるゝ生物の本能より發する所の欲求は、知識の如何に關らないが、其他の欲求は概して知識及び經驗の進展に伴うて生ずるものである。而して經驗と言つても事實上の經驗には限度があるけれ



ども、思想上の経験には限りが無い。されば人間の欲求の擴大と其洗練とは、一に知識に依つて決するものであるといふも穿ち通言でない。故に豊富なる生活營まんとせば、先づ最高度に其知識を發達洗練せしめなければならぬ。知識が發達すれば、人は自ら自己の存在を自覺する。而して社會も國家も將又宇宙の森羅萬象も悉く自己に其出發點を有するものなることを知覺するに至るのである。一人は萬物の尺度なりと先哲の説破したるは、畢竟此意義に外ならぬ。人間は萬物の中心である。天上天下唯我獨尊とは、蓋し人生自覺の此意味であらう。人は此自覺あつて初めて無限に其欲求を擴大し得るのみならず、完全自己を尊重し得るのである。而して完全に自己を尊重し得る者に依らなければ、健全なる相互的且つ協同的の社會若くは國家の組織を見ることは出来ぬ。蓋し最もよく自己を尊重する者は、又最もよく他人の存在を尊重する者だからである。一社會若くは一國家内に於て、其一部には他に向つて強制を敢てする者が存在し、他の一部には服従隷屬を餘儀なくせらるゝ者がありとすれば

其社會、其國家は、之れを組織する凡ての者に對して決して相互的且つ協同的の組織を有するものであるとは言はれない。而して斯の如き社會又は國家は、之れを組織する者の中に、自己の生活を徹底的に自覺せざる者の存在することを否むことが出来ない。個人として眞の自覺を有せざる者は、決して豊富なる生活を營み能はざる者であり、國家若くは社會として凡て自覺せる個人を以て組織せられざるものは、決して完全なる統一を保ち、健全なる發達を遂げ得ざるものである。之れに反し、自覺せる者に依つて組織せらるゝ國家又は社會は、自から其中に秩序と統一とを生じ、和衷協同の實を擧げ得ること疑ひを容れない。

前に述べたる如く、人間の欲求は、知識の發達に伴つて無限に擴大され且つ醇化される。而して無限に生ずる欲求に對しても、人は常に之れを充實し得べき希望を持たなければならぬ。勿論凡ての欲求は決して其凡てが充實さるべきものでない。一の欲求が充實さるれば更に新らしき欲求が生ずる。斯くて凡て

の欲求は、永久に充實される時はないけれども、如何なる欲求に對しても、奮闘努力に依りて必ず充實され得べきものなりとの希望は有たなければならぬ。欲求が有つて、之れを満足せしめ得る希望が無ければ、其生活は動すれば自暴自棄に陥るものである。故に凡ての欲求は其凡てが充實し得られざるものにもせよ、奮闘努力に依りて満足を得らるべきものなりとの希望を有せしむることは必要である。而して斯かる希望は、個人に就いて言へば主として其人の體力に依つて決し、國家・社會に就いて言へば、各個人の才能發揮に對する機會の均等に依つて定まるものである。故に個人に就いては知識の發達と共に體軀の健全なる發達を講ずることが必要であると共に、國家若くは社會に就いては、各人の才能を十分に發揮せしめ得る組織の構成が必要である。現代に於て該博なる知識と雄大なる抱負とを懷き乍ら、其才幹を十分に發揮する能はずして不遇に陥り、社會又は國家に對して反感を有する者を見るのは、畢竟其社會又は國家の組織が、各人に對して機會の均等を與ふることに不完全な爲めである。

之れは其個人にとつても望ましからざることのみならず、其國家又は社會にとつても甚だ危険なことである。されば各人の智能と勇力を最高度に發達せしむる爲めには、其才幹を十分に活用せしめ得る社會組織の構成を圖らなければならぬ。否らざれば國家又は社會は其存在の意義を失ふであらう。現在の國家・社會に不平不満者の多いのは、其組織が各人の才幹を十分發揮せしむる上に適應せざるに由ることと言ふ迄もない。若し知識の發達に伴つて無限に生ずる欲求を充實せしむるに就き、各人十分に其才幹を發揮して奮闘努力し得る社會組織が備つて居るならば、何人も其國家又は社會に對して不満足を懷く者はあるまい。斯くて各人悉く最も豊富且つ優良なる生活を營むことが出来るのである。而して之れはデモクラシーの主張である。

##### 五、デモクラシーと機會均等

さればデモクラシーの根本觀念は、各人に機會の均等を與ふることである。

凡そ一國家又は一社會内に生を享けたる凡ての者の天稟の才能を最高程度に發達せしむるにも、又其才幹を最高能率を以て發揮せしむるにも、各自に對して均等なる機會を與へなければならぬ。現今の社會に於て、所謂上流階級の子弟は、天賦の才能を十分に、否な動もすれば過分にさへ發達せしめ得べき機會に恵まれて居るが、所謂下級細民の子弟は、如何に非凡なる天才を有するも之れを發達せしめ、發揮せしむべき途を與へられて居ない。勿論論には下級細民の中よりも、其非凡の才能に依つて、有力なる社會的上位を占むる者の現はれることはある。けれども之れは異例であつて尋常のことではない。通例、上流社會の子弟と下級社會の子弟との間には、其才能を發揮する機會に於て、非常なる相違がある。之れは決してひとり下級細民及び其子弟の爲めの不利のみではなく、其社會又は國家全體の進運の爲めにも非常な損失である。而して現今の社會に於ける各人の運命は、多くの場合、各人の腦力・體力・性格等に依つて定まるに非ず、事實上其父兄・友人等の社會的地位に依つて決定される。如何

に優秀なる天稟を有する者と雖も、其父兄の作れる境遇如何に依つては、之れを永久に發達せしめ、發揮せしむべき機會を得ることが出來ない。而も如何なる國家に於ても、上流階級に屬する者よりは、下級階級に屬する者が大多數を占めて居る。されば結局現在の社會狀態に於て、大多數の人々が其天賦の才能を發達發揮せしむべき機會を與へられて居らぬといふことである。之れは實に由らしむべき大問題と謂はなければならぬ。

現在、社會の上流階級に屬する人々は、多數の下層階級に對して、獨特なる社會的地位を占める機會を有することを以て、極めて有利なることのみならず、彼等の生活を最も豊富ならしむるものなりと考へて居る。勿論、彼等の生活は現狀に於て下級民のそれらに比し優良且つ豊富なるに違ひない。併し乍ら其社會の凡ての者の智能を磨發し、其生活を豊富ならしめたる場合よりも、尙ほ優良にして豊富なりや否やは疑問であらう。凡そ人間の才能は、より優秀なる才能と接觸して洗練磨練されることに依りて一層有力に發揮されるものである。され

ば人間の社會生活が單獨孤立のものでない限り、他人の生活を貧弱ならしむることに依りて、自己の生活を豊富ならしめ得べしと考ふるが如きは甚だしき誤りである。他人の生活を豊富ならしむることに依りてこそ、初めて自己の生活を一層充實し、豊富ならしめ得るのである。なる程現在の社會に於ては、所謂上流階級者の生活は、下級民のそれに比して豊富なるに違ひないけれども、其社會の凡ての者が均等なる機會を與へられ、各自天賦の才能を十分に發揮し得る社會生活のその如く、絶對的の意義に於ては決して豊富なものとは言へまい。

凡そ機會の均等といふことは、一社會若くは一國家内に於ける凡ての者に對し、其天賦の腦力・體力・性格を十分に發達せしむる境遇を作るといふのみではない。進んで其凡ての者に對し、其有する才能を最高能率を以て發揮せしめ得る境遇をも與ふることを意味するのである。換言すれば、一社會若くは一國家内に於ける凡ての人々に對し、人生生活に於て同一の出發點を與へるといふことである。各人の富を同様にしようとか、各人の社會的地位を均等ならしめ

ようとかいふことではない。各人の才能に依り、其社會的地位に相違を生ずるは勿論であり、富の分配に就いても、生産上各自貢獻する功績に應じて其所得を定むるは當然である。才能・功績の如何に拘らず、富を平等に分配し又は同等の社會的地位を與ふるが如きは、決して機會の均等を意味することではない。各人の出發點は同一であつても、其到達する所は各人の能力に依つて自かから異らねばならぬ。否らざれば各人をして其才能を十分に發揮せしむることは出來ない。又單に各人の天稟の才能を發揮せしむるのみでは機會の均等ではない。最高程度に發達せしめたる才能を、最高能率を以て發揮せしむるといふことが、機會均等の主要なる目的である。それには出發點を同一ならしめ、其到達する所は、各自の才幹と努力とに應じ、全く自由競争に委ねて決定せしめなければならぬ。

更に一層具體的に言へば、機會均等とは、凡そ一社會又は一國家内に生を專けたる凡ての者に對して、其天賦の才能を發達せしむる教育を受くるに就き、

上下階級 貧賤貴富の別なく、全く平等なる機会を得せしむるのみならず、各自其好む所の職業に従事し、各自の才幹を十分に發揮し得べき社會的境遇を意味するのである。凡そ人生の出發點の第一歩は教育である。而して、各人が其腦力・體力・性格を伸張せしむるには、一に教育に依らなければならぬ。教育を受くるに就き各人對等なるを得れば、機會均等の基礎は出來るのである。併し乍ら勿論之れのみを以て満足することは出來ぬ。各自其發達せしめたる才能を、其好むところの途に於て發揮せしむる境遇が必要である。各人其望むところに向つて十分の教育を受け、其欲するところの職業に従事することが出來れば、人生生活の出發點に於て同一であると言ひ得られる。而して之れが即ち機會均等のデモクラシーの要諦である。

### 3、政治上のデモクラシー

#### 一、民主政治と衆愚政治

元來、デモクラシーなる語は、ギリシヤ以來、十九世紀の終りに到る頃迄は、専ら政治上に關してのみ使用されて居つた。尤もギリシヤのアリストトールルの如きは、政治を以て人生生活の總てを包容するものと信じ、政治は、文學・藝術・美術・哲學・倫理・宗教は言ふに及ばず、科學・産業等をも綜合するものと論斷した位である。勿論、一政治團體内に居住する者の生活様式は殆んど凡て政治に依つて定まるのであり、政治は人類の協同生活上最も重要なものであるに違ひはないが、併し政治は人類協同生活の凡てではない。又個人の生活様式が悉く政治のみに依つて定まるものでもない。經濟組織及び社會制度等も亦之れに關して有力なものであることと忘れてはならぬ。故にデモクラシーな

る語の起源は、専ら政治上のことに局限されて居つたにしても、其思想・主義の實現に就いては、政治組織は言ふ迄もなく、經濟組織及び社會制度等の問題をも齊しく考慮しなければならぬ。而して茲に政治上のデモクラシーと稱ふるは、デモクラシーの實現に關する政治的手段方法、即ち主として政治組織の問題である。

アリストートルは又、凡ての政治組織を三種に大別した。君主制・貴族制・民主制、即ち是れである。君主制とは一人が主權を掌握するもの、貴族制とは少數者、民主制とは多數者が政權を把握するものの意義である。而してアリストートルは、以上の三大政治組織の長短得失に就いて大體左の如く論じてゐる。

君主制に於ては、君主の聰明なる場合、善政若くは仁政が行はれ、人民は其恩恵に浴し、國家の秩序は整然たるものである。併し君主が政權を擅にして專制獨裁政治を行ひ、動もすれば虐政に陥る虞れがないでもない。貴族制に於ては、少數者が時に攸り彼等自身の利福の爲めに人民の利福を犠牲にして

寡頭政治を現出する場合があるけれども、元來貴族なる治者階級に屬する者は、境遇上幼少より文學・藝術・哲學・倫理等に對する十分なる教育を興へられ、國家の爲め専心盡力すべく薰陶さるゝのみならず、既に衣食足りて禮節を知るが故に、政權を私せんとするが如き野心を有せず、又能く民情を洞察するの明き有し、民意に適應する政治を行ひ得るものである。其上、斯かる境遇に於て斯く涵養された者であるから、善美に對する鑑識を有し、人民指導の最適任者と言ふべきである。而して民主制に於ては、民衆は常に平凡否な無智なるが故に、屢次政治の實權が其中の野心ある少數者に屬し、其專斷に出づる寡頭政治又は官僚政治を現出するが通例である。若し又否らざれば、民衆は多數の力を恃み、少數者の利福をも壟斷し、横暴を極むる衆愚政治を實現するものである。

もとよりアリストートルは賢人政治の力説者である。彼は階級制度を是認し、之れを基礎とする最も優秀なる政治組織を模索した。其結果到達したのが

種の過激せし貴族政治、即ち少数の賢者に依つて行はるゝ賢人政治であつた。併し之れはアリストートルに限らない。何人にしても階級制度を是認した上に最も優れた政治組織を求むれば、結局賢人政治に歸着せざるを得ない。而してアリストートルがデモクラシーを誤解し、之れを非難したのも、畢竟階級制度を是認したる謬想に基くのである。彼は牛馬の如く働いて物品の如く賣買される多数の労働者を、國家産業の爲めに必要缺くべからざる者と考へて居つた。之れを生存競争場裡の敗残者として考へたのではない。國家に當然必要なる一階級として之れを認めたのである。而して彼は、教育の如きも亦之れを一般國民に授くるの必要を認めず、恰も我國の封建時代に於て、學問は大名武士の獨占物となせしが如く、治者階級に限らるべきものと思惟して居つた。斯かる彼が、デモクラシーを以て衆愚政治に終るものと論斷せしは當然の歸結と謂はねばならぬ。彼は奴隸制度の存在を必要とし、而も多数國民に教育を興ふることなくして、教養を無智蒙昧ならしむることを是認して居つた。斯かる状態に於

て、單に頭数を以て政治を定むる組織を作れば當然衆愚政治に終らざるを得ない。併し之れは現今稱ふる所のデモクラシーに非ずしてオクログラシー即ち衆愚政治である。デモクラシーとオクログラシーとは、同じく多数を以て決する政治組織であるけれども、其根本觀念は甚だしく相違して居る。デモクラシーは一國家又は一社會内に於ける凡ての人民に對し、其天賦の腦力・體力・個性を最高程度迄發達せしむる爲め、凡ての人民に均等の機會を興へることを其政治組織の根柢として居るのである。然るにオクログラシーは國民全體の智能の發には何等考慮せず、單に其多数に依つて政治を定めんとするものである。而してアリストートルのデモクラシーと稱へしは、全く此のオクログラシーのことであつた。

言ふ迄もなく、之れは現今のデモクラシーではない。又古來我國に於て存在せしと主張せらるゝ所謂民主主義なるものも亦、アリストートルの稱へしデモクラシーではない。唯、アリストートルの稱へしデモクラシーと現今のデモクラ

ソイとの共通點は、多數政治といふこと丈けである。而して所謂民本主義とデモクラシイとの間には何等の共通點が無い。所謂民本主義の思想は、寧ろアリストートル謂ふ所のアリストクラシイ、即ち貴族政治——貴人政治の思想に類似するものである。何となれば「民は國の基也」若くは「民の心を以て君の心と爲す」といふが如き語は、多數政治を理想とする者に依つて發せられしものでない。之れは階級制度を是認し且つ永久に之れを存続せしめんとする治者階級に依つて稱へられしものである。此語に包容せらるゝ思想及び精神に由りて考ふるに、此思想中に多數政治の様式が想像されて居つたとは思はれない。之れを解剖すれば斯うである。攝政關白・太政大臣・將軍と雖も、其生活は人民に依つて支持されて居る。而して國は人民に依つて立つて居るのだ。人民を大切にしなければならぬ。のみならず人民を虐げるやうなことがあつては、自からの地位を危険ならしむる虞れがある。政治を行ふに就いては、人民の生活状態を考慮し、反對なく、停滯なく、上納を納むるやうに、よく民心を參酌しな

ければならぬ」と。而して攝政關白・太政大臣・將軍等は、世々其門地に依つて職を襲ひしもの。多數人民をして政治に參與せしむるといふが如きは、彼等の夢想だもせざりしことである。而して之れは所謂善政や仁政や、賢人政治を意味するものであつて、現今のデモクラシイの概念とは全く異なる。

## 二、初期のデモクラシイ

歐米各國に於てデモクラシイの嚆に唱へられたのは十八世紀末以後のことである。殊に米合衆國の獨立と、佛蘭西革命とは、デモクラシイを高唱せしめた。併し此時代に於てもまだデモクラシイは殆んど政治上の意義に限られてゐた。そしてそれは、凡そ一國の政治は、其人民の同意若くは協賛を行ふべきものだといふ程度の主張に過ぎなかつた。之れは現在のデモクラシイと大に其意義を異にして居る。「人民の同意若くは協賛を経て」といふ言語の中には、隱然所謂人民といふ者以外、治者階級の存在を承認してゐるからである。若し



凡ての人民が自から政治を行ふのであれば、人民の同意若くは協賛を経て、言ふ必要はない。實際、十八世紀時代、歐米各國に唱へられしデモクラシーは、治者階級に對し、被治者階級から政治上の協賛権を與へよといふ叫びに外ならなかつた。

中世紀以來、歐洲各國に於ては嚴然たる階級制度存在し、政權は全く少數の貴族と僧侶の階級に把持せられ、專制政治が行はれて居つた。而して此等の階級の行ふ專制政治は、時に或は善政又は仁政を行ふこともあつたけれども、根本に於て治者の利益を主とするものであるから、動もすれば租税の請求を試み、實同一に情實に由るが如き現象を呈することを免れなかつた。其結果、多數人民は自然少數政治を呪ひ、政治は治者の専斷に依つて決定さるべきものに非ず、須らく被治者即ち多數人民の同意を経て行ふべきものなりと主張するに至つた。されば此時代のデモクラシーは、政治上治者に對する被治者の参政權要求の叫びであつた。併し現在唱へられてゐるデモクラシーは、最早や一國家内

に於ける一部の者の他の者に對する政治上の權力の叫びや要求やではない。

國家は之れを組織する國民全體のものであるから、各個人が自己の意志に依つて行動し、其運命を定むる如く、國民は宜しく國民全體の意志に依つて其協同生活の必要の爲めに、國家の運命を決する政治を行ふべし」といふのが其主張である。若し、自己の運命を自己の意志に依つて決することが各個人の權利であるとするれば、國家の運命を國民全體の意志に依つて決することは、當然凡ての國民の權利でなければならぬと主張するのが、現在の政治上に於けるデモクラシーである。

勿論多數の國民は、通例軍事や外交に關する特別の知識・經驗を有して居らぬ。英國の對歐政策はどうであるか、佛國の佛印問題とは何か、合衆國と南米との關係はどうか、聯邦の極東政策の真相は等々の如きは、彼等の深く關知するところでない。又、法律の條文を専門的に解釋することも、彼等にとつては難事かも知れぬ。併し國家に一旦觀念ある場合、彼等は自から進んで其の生

命・財産を賭するは勿論、其子孫をさへも犠牲に供せざるべからざる義務を有して居る。又法律を専門的に解釋することが出来ぬからといふ理由に依つて、法律上の責任を免るゝことは出来ない。されば國家の爲め、彼等自身及び其子孫の爲めに、此等内外の諸問題に就き、彼等の信ずる所を述べべき権利は彼等自身之れを所有しなければならぬ。元來、國民全體の意見が國家の諸問題に就いて發表される場合、其個々の異なる意見が悉く實行される譯ではない。個々の意見の洗煉され研磨されたものが國家の意志として實行されるのである。而して實行の局に當る者が治者として之れを強制するのではない。國民の代表者即ち公僕として國民の爲めに國民に代つて之れを實行するのである。之れが政治上に於けるデモクラシーの意義・原則である。而して之れを實現する手段・方法が即ち政治組織なのである。

### 三、デモクラシーと立憲代議政體

さてデモクラシーを實現する政治組織の問題であるが、之れは必ず立憲代議政體でなければならぬといふこともなければ、又君主が存在して居つては其實現が不可能だといふこともない。代議政體に據らなくても、國民が國民自身の意志に依つて自から政治を行ひ得る方法があれば、デモクラシーは實現出来る。又君主國に於ても、君主も國家構成の一員であるから、其存在もデモクラシーの實現に就き當然認めらるべきである。現在世界に於て英國程政治上のデモクラシーの實現されて居る所は無い。而して英國には君主が存在して居るのみならず其地位は極めて安泰である。要するに君主國でも將又共和國でも、デモクラシーの眼目は、民意に依つて政治を行ふといふことである。然るにデモクラシーの實現に就き、一般に立憲代議政體に依る理由は、現在の國家が非常に多數の人民に依つて構成されて居る爲めに外ならぬ。數百萬、數千萬、若くは數億萬といふが如き多數の人民を一堂に會し、同時に其意志を發表せしめ、之れに依つて政治を行ふといふが如きことは、事實不可能である。又假りに之

れを爲し得るとしても、滿場一致の政見を發見することは出来ぬ。而して如何なる時代、如何なる處に於ても、多數人類集合する場合、其全體の政志を尊重するとすれば、其多數の意志を以て事を決するの外はない。人間の知識と經驗とに依つて多數の意志を實行する上に、未だ之れ以外の良法は發見されて居らぬ。さればデモクラシーを實現せんとするに就き、國民をして其意志を發表せしめ、其多數を代表する者をして、其多數の意志に基いて政治を行はしめる。其組織を代議政體といふのである。

現在世界各國に存在する立憲代議政體にも種々あり、名は立憲代議政體であつても、實は寡頭政治・官僚政治又は金權政治を行つて居るものもある。中に就いて稍々整へる政治組織を有するものは英國と瑞西とである。北米合衆國の政治組織はデモクラシーの實現には、尙少しく距離がある。而して凡ての立憲代議政體が直ちにデモクラシーの實現に適するとも言へない。

デモクラシーの實現さるべき立憲代議政體は、先づ第一に絶對的普通選舉と

其基礎とするものでなければならぬ。白痴や狂人や、非社會的性格を帶ぶる者や、自己の行動に就き法律上及び社會上其責任を有せざる者は兎も角、凡そ自己の行動に對し法律上若くは社會上責任を有する者は、男女を問はず凡て其國家の政治に對して發言權を有すべきである。否らざれば其國家の政治は、國民の言志に依るものと言へない。デモクラシーを實現するに就いては、國民の凡てが政治上の發言權即ち選舉權を行使し、適當なる代表者を選出して國家全體に代り、之れをして國政を審議決定せしむべきである。而して此等代表者に依りて國政審議決定機關として組織せらるゝものが、所謂議會と稱せらるゝものである。が此議會も亦、國民全部の代表者を以て組織せらるゝものであるから、其人員が相當多數に上らざるを得ない。従つて多數決に依つて内外の國策を定むることは出来ても、其多數が悉く行政の局に當ることは困難である。依つて議會の多數の主義主張を代表する者を代議士中より舉げて行政機關を組織せしめる——之れが最も便法である。之れが所謂政府狹義のなるもの、國務

大臣又は内閣と稱へらるゝものである。斯く國民全體の代表者の組織する議會に依つて國策が定められ、其國策に基いて議會を代表する國務大臣が政治を行ふことになれば、デモクラシーは實現されるのである。

#### 四、デモクラシーと兩院制度

凡そ一國の政治を行ふに當りて、第一に定むべきは其政策である。之れが對外國係に於ては條約の基礎となり、内に於ては諸般の法律となつて現はれる。故に議會は又立法機關と稱へられるのである。而して現在世界に存在する幾多の立憲政體に於て、議會は通例二院に分れて居る。貴族院と衆議院、若くは上院と下院。門地に依る階級制度の繼續存する國に於ては貴族院、之れ無き國に於ては上院、而して貴族院は特殊の階級を代表する者に依つて、上院は人民の間接選舉に依つて選出せらるゝ者を以て組織されるのが通例である。されば兩院議員の性質は自から異つて居る。勿論此異なる所が兩院を造つた理由でもあ

り。今對之れを存續せしめて居る所以でもあらう。——デモクラシーの意義から言へば、兩院制度の存在は、勿論其反對するところである——而して互に異なる性質を有する兩院が、同等なる立法上の權力を有して相對峙する場合、一院の意志を貫徹する政策を定め、又は法律を作ることとは出來ない。否な甚だしき場合に於ては、兩院確執して如何なる立法の制定をも不可能ならしむることさへある。而して實際兩院制度の存立する所に於ては、國民の意志を代表する衆議院若くは下院の決定せし政策が、屢次上院、特に貴族院に依つて阻止される事實を示して居る。然るに兩院制度を辯護する者は、衆議院若くは下院の暴急にして杜撰、動もすれば極端なる政策又は立法の成立を貴族院若くは上院は阻止し、或は嚴密に修正する爲めに必要な機關だと主張して居る。併し衆議院若くは下院が、國民全體の意志を代表するものであるとすれば、此志の實現を阻碍又は遲滞せしむる理由は毫も無い。之れに對して善惡共に其全責任は國民凡てが負ふのである。假りに國民全體を代表する者の政策又は立法に誤り

ありとするも、國民中の極めて小部分なる特殊の階級又は利益を代表する者に依つて、其實現を妨げらるべき理由は無い。兩院制度の存在する場合、衆議院若くは下院が殊更に極端なる政策又は立法を試みんとするのは、之れを防遏せんとする他院の存在を前提として之れに對抗せんが爲めである。凡そ人は、自己の意志が直ちに實現せられ、其責任を負はざるべからざることを意識する時、最も慎重に考慮し、且つ最も堅實なる實行を試みるものである。されば最も眞摯に、國家の政策を審議決定するには、必ず一院制でなければならぬ。一院制でなければ、國民の意志を徹底的に實現することは出来ない。若し強ひて二院制度に據るとすれば、國民全體を直接に代表せざる他の一院即ち貴族院又は上院の權能を單に諸議案を批判するのみに制限されねばならぬ。否らざればデモクラシーの徹底的實現は不可能である。

又議員の任期は、成るべく短く制限しなければならぬ。社會も民心も刻々に變遷する。殊に文化の進歩迅速なる時代に於て、其變遷も亦顯著である。故に永

くも四五年に一回位は議員の改選を行ひ、國民の意志を確實に代表せしむることが肝要である。而して任期以内と雖も、國家の非常なる問題に達著したる場合に於ては、速に議會を解散し、以て國民の意志を確めなければならぬ。斯くして議會は常に國民全體の代表機關たり得るのである。

#### 五、デモクラシーと責任内閣

斯くて議會は多人數に依つて組織せらるゝものなるが故に、法律を定むるにも、對外政策を決するにも、其綱要を審議決定するには適するけれども、法律を行ひ、條約を結ぶことは、自から他の機關即ち行政機關に依らなければならぬ。而して此行政機關を組織する者は必ず議會の意志を明かに代表するものでなければならぬことは論を俟たない。否らざれば國民の意志に基く政治は行はれない。されば行政機關、即ち狹義の政府若くは内閣を組織する者は、議會の多數を代表する者でなければならぬ。デモクラシーは、純然たる責任内閣の成

立を見るに非ざれば實現不可能なりといふは此理由である。責任内閣とは、議會多數の意志に應じて進退する内閣といふ意味である。内閣即ち政府當局が、眞に議會多數の意志に依つて進退するものでなければ、國民の意志を凡ての行政上に實現せしむることが出来ぬ。

立法や行政のみではない。國民の意志に依りて政治を行ふに就ては、司法をも國民の意志に基かしめなければならぬ。然るに立憲國の司法權に就いては、モンテスキュー以來、一種の謬想が傳はつて居る。モンテスキューは、凡て立憲國の政治は、立法・行政・司法の三權分立に依つて行はるゝものなりと主張した而して歐米諸國に於ては、夙に此謬想は掃蕩されたけれども、我國に於ては猶これが存在して居る。一體、立法・行政・司法と言つても、此等は凡て統治權の一機能たるに過ぎない。而して統治權なるものは元來不可分のものである。專制政體に於ても、政治を行ふ場合、統治權は必ず此等三機能に依つて發動されるのである。よしや此三機能が凡て一個人に依つて掌られるにしても、法を立

つると、之れを行ふと、之れを強調すると、作用上の區別は自から生ぜざるを得ない。されば立憲政體なるが故に其統治權が三權に分岐分立するといふ理由は無い。併し乍ら專制政治は爲政者獨斷の政治、立憲政治は法治制の政治なるが故に、前者の場合よりは後者の場合が、三機能の區別が自から一層明瞭になることは事實である。而して專制政治家の最も尊重する權は、疑ひもなく司法權である。專制政治家は、司法權の行使即ち人民に對し生殺與奪の權を左右することに依りて其權威を維持し、人衆を懐伏隷屬せしむるのである。されば司法權の行使は、專制政治家にとりて最も有力なるものなると共に、人民の最も苦痛とするところのものである。立憲政治の母と稱へらるゝ英國に於ても、立憲政體を建設するに當り、人民は司法權の行使を專制政治家の手より剝奪することに最も苦心し努力した。而して專制政治家は、最後迄司法權の行使を其掌中に收めんと奮闘した。斯くて兩者齟齬の結果、司法權の行使は、專制政治家の手を離れても、之れを第三者に委ねらるゝに非ざれば、公平・嚴正に行使され

ざるものとの議論を生ずるに至つた。之れがモンテスキュー等をして、立憲政治に於て司法権の獨立を必要なりと叫ばしむるに至つた所以である。然るに此沿革をも知らず、又統治權の三機能に對する關係をも考量せずして、立憲政體に於ける司法權獨立説を唱へし者、モンテスキュー以來尠くない。而して我國に於て、今日猶斯かる謬説を唱ふる者があるやうである。若し司法權の獨立といふことが、單に法律は極めて嚴正なる解釋を要するものなるが故に、其解釋及び強制の任に當る者は、須らく立法及び行政の任に當る者を超越せる態度を以て之れに任ぜねばならぬといふ意味ならば、それは承認出来る。併し、之れは單に法律の解釋は公平を要するが故に、其任に當る者は嚴正でなければならぬといふことであつて、司法權が、行政又は立法權に獨立して取扱はるべきものであるといふ意味ではない。又事實上、司法權は立法權及び行政權に獨立し得らるべきものでない。否、獨立し能はざるのみならず、司法權も立法權に附隨し、行政權を経て行使されなければならぬものである。然らざれば民意に依る

政治を行ふことは出来ぬ。元來司法は、行政權行使の過程に於て、或は其結果として必要となるのである。されば司法權は自から行政機關に依つて統轄されざるを得ない。而して孰れの國に於ても、司法權の統轄者なる司法大臣が、内閣の一員たるは全く之れが爲めである。

凡そ民意に依る政治を行はんとすれば、立法權も、行政權も、司法權も、民意を基礎として行使されなければならぬことは言ふ迄もない。而して凡ての政治の中心は立法である。先づ法が立られ、然る後之れが行はれ、之れが司られるのだ。故に立法機關が人民の代表者に依つて組織され、之れが法律を定め、然る後立法機關の意志を代表する者に依つて組織せらるゝところの行政機關に依つて之れが施行され、又此機關を経て司法機關の大局が統轄されるのである。斯くして始めて人民の爲めに人民の意志に依つて凡ての政治の行はるべき根本の組織が整ふのである。

陪審制度を司法機關中に採用するのも、畢竟司法權の行使を民意に基かしめ

んとするに外ならない。法律を解釋し、之れを適用するには専門の知識を要する。而して之れは専門家に委ねべきことである。併し乍ら違法行爲を犯せしと豫想せらるゝ者の行爲が、果して非社會的行爲なりしや否やの判定は、法律の解釋に従ふよりも、寧ろ其人と協同生活を營む人々の見解に依つて爲さるべきである。否らざれば司法權の行使上、民意は徹底されぬことになる。政治が民意に依つて行はるべきものである以上、司法上陪審制度の採用は當然の歸結である。

#### 六、デモクラシイと地方自治

以上はデモクラシイの實現に就き、主として一國家の所謂中央政府なるものの政治機關の組織に關して述べたのであるが、之れは其國家内に於ける凡ての政治機關即ち地方制度に到る迄、悉く此主義・原則に依つて造られなければならぬ。凡そ一國家の政治は、極めて小なる一區劃即ち一地方より始まるもので

ある。英國に於て「立憲政治の母は地方自治制度なり」と言ふは、蓋し此意義に外ならない。一部落又は一地方に於て民意に副ふ政治機關の整頓せざるに、中央政府の組織が之れに適うて組織さるべき道理はない。さればデモクラシイの實現に就いては、單に其國の中央政府の組織のみならず、凡ての政治機關をして、民意を完全に政治上に徹底せしむるやう整備しなければならぬ。小は地方の一小部落の政治機關の組織より、大は國家全體の中央に於ける政治機關に到る迄、完全に民意に依る政治を行ひ得るやうになつて、茲に初めて政治上に於けるデモクラシイの實現を期することが出来るのである。



## 4、經濟上のデモクラシー

## 一、勞資兩階級の軋轢とデモクラシー

人間の生存に必要な物資、又は物質上の欲求を充實せしむる物資に関する問題は凡て經濟問題であるから、人類にとつて經濟問題は頗る重大である。然るに世界孰れの國家に於ても近世に到る迄經濟問題は政治問題の如く一般に重要視されなかつた。プラトニーやアリストートルは、政治は凡ての知識の綜合であると考え、政治を重大視したけれども、經濟問題は殆んど之れを等閑に附したる感がある。尤も希臘時代の産業は、主として農業・漁業及び牧畜等で其組織極めて簡單なりしのみならず、生活状態も甚だ質朴であつた爲めに、此等に関して深き考慮を費す必要がなかつたのであらう。併し政治は各個人の生活の様式又は輪廓を定むるものであり、經濟は其内容に關する重要な部面であ

るから、各國の爲政家が漸次此問題に注意を拂ふに至つたのは固より當然である。而して仔細に點檢すれば如何なる時代に於ても、經濟問題は必ず政治問題中に潜在して居るのみならず、經濟問題は又人文發達に對し有力なる一種の原動力を爲して居ることが知られる。けれども、人口の壓迫未だ尠なく、人智未だ發達せず、産業組織單純にして家族的なりし時代に於ては、一般の生活甚だ簡易なりしが故に、經濟問題は現代に於けるが如くに重要視されなかつたのである。經濟問題が國家の重大問題として一般に考慮せらるゝに至つたのは、十八世紀に於ける産業革命以後のことである。産業革命と前後して歐羅巴には政治上の革命が起り、之れに依つて中世紀時代の專制制度は打破せられ、一種の立憲代議政體が建設された。而して家門に據りて武力を擁する政治的勢力に代り、産業革命に由る産業組織の變革より生ぜし所謂資本家階級なるものが、金力を擁して政治的勢力の中心を成すに至つたのである。

産業組織が家族的であつて、製造工業が専ら手工に依つた時代に於ては、資

本家も労働者も雇主も被雇者も殆んど差別なく、資本家は屢々同時に労働者であり、産業組織は極めて簡單であつた。けれども製造工業が専ら機械力に依るやうになれば産業組織は一變する。手工業と異なり機械工業を營むには大工場と大資本とを要する。而して機械工業が発達すれば資本家と労働者との間に自から儼然たる區別が生ずる。のみならず、機械工業に従事する労働者は著しく分業的に傾き、各自其手工に依つて完全なる一製品を製造するといふが如きことは出来なくなる。従つて獨立自營の業務に従事することは殆んど不可能になる。斯くて彼等は資本家に依つて生活の道を得るの外なくなる。又機械工業は非常に其生産能率を増す爲めに、之れに伴うて原料品の需要も亦増加する。斯くて機械工業は、一方に於て非常なる努力を以て製品の販路擴張を要すると共に、他方に於て原料供給の途を求めなければならぬ。而して製品の販路を擴張するにも、多量の原料を蒐集するにも、又金融及び交通機關との依活なる連絡を採るにも、製造工業家が其背後に政治的勢力を有すると否とに依つて著し

き相違を生ずる。故に資本家又は事業家は、其必要上競うて政權に接近せんと力むるやうになる。斯くて機械工業の勃興は、所謂資本家階級として自然政治に接近せしむるやうな傾向を作らしむるのである。

既に述べたる如く、産業革命と前後して歐羅巴に於て專制制度が破壊され、立憲政體は建設された。併し乍ら當時凡ての社會組織及び經濟組織が根本的に破壊されて、立憲政體が建設された譯ではない。單に政治組織の一部が改造されて立憲政體が建設されただけである。而して立憲政體創設の當時は、孰れの國に於ても發言權を有する者は從來の特權階級と、多額の資産を有する少數者に限られて居るものである。されば立憲政體建設の初めに於て實現されたものは、一種の寡頭政治であつた。而して政治上の實權を有せしものは産業革命が産出せし資本家階級である。斯くて武力を根柢とする專制獨裁政治に代りて、金力を基礎とする立憲政體が出現したのである。之れが歐米諸國に於て十八世紀より十九世紀の間に亘りし政治上共通の現象である。而して機械工業の勃興

に依つて産出されし資本家階級は、大資本を以て製造工業を計畫し、經濟組織を支配すると共に、金力に依つて政治上の實權を掌握し、國民凡ての生活をも其意の如くに支配する現象を呈するに至つた。而も之れに反して國民の多數即ち勞働に従事する者は、日夜工場に於て牛馬の如く過激なる勞役に従事せざるべからざる状態に陥りしのみならず、封建時代より一層峻烈なる生活上の壓迫を受くるに至つた。其上富の分配の不公平より資本家と勞働者との間に於て、非常なる貧富の懸隔を生ずるに至つた。斯くて兩者の間に激甚なる軋轢を生じ、勞働者は遂に團結して資本家に對抗せんと企て、之れが資本家に依る金力政治打破の叫びとなつた。蓋し政治上に於ける所謂普通選舉運動の出現も亦此結果である。而して歐米諸國に於ては、勞働者の權力が漸次伸張し、今や何處に於ても殆んど普通選舉の實現を見ざるはなきに至つた。斯くて政治上に於けるデモクラシーの基礎は成立した。併し之れに依りて機械工業より生ずる經濟産業組織の變革を望むことは殆んど不可能であつた。茲に於てか歐米諸國に於

て鐵んに經濟上のデモクラシーが唱へられるに至つたのである。希臘以來近年に到る迄、デモクラシーは殆んど政治上の意味に限つて使用されて居たが、今や經濟上・社會上にも此主義・原則を通用せざるべからざるに至つたのである。

## 二、中間的勞資協同經營制

凡そ一國の産業が、主として農業・漁業・牧畜であり、其製造工業が専ら手工に依つて營まれ、家族的組織を有せし時代に於ては、凡ての産業は殆んど人民各自が支配して居ると同様であつた。然るに機械工業の勃興以來、製造工業は勿論、農業も金融機關も、交通通信機關も、殆んど凡て資本家なる者に依つて統御されるやうになつた。經濟上に於ける此状態は、恰も政治上に於ける封建制度の如きものである。而して政治上に於けるデモクラシーが、國民凡ての意志に依りて國家の政治を支配することを意味するが如く、經濟上に於けるデモクラシーは、國民凡ての意志に依りて國家の産業組織を支配しようといふので

ある。

機械工業の旺盛なる社會に於ける労働者の状態は、全く封建時代に於ける百姓町人と同じ状態である。封建時代に於ける百姓町人即ち被治者階級は、納税を爲す器物の如きものに過ぎなかつた。彼等は其向上發展を圖るべき途もなく、人生を享樂することも出来なかつた。之れと齊しく現在の資本家を中心とする經濟組織に於て、多數の労働者は、其工場に於て多額の製品を産出する一種の器具の如きものである。彼等は如何に勞苦するも、其製品より生ずる利益に對して相當の分配を與へられざるのみならず、動もすれば其事業の發展と反比例に生活上の壓迫を受けなければならぬ。彼等の生活状態は概して全く其日暮しである。而して彼等の生活上の不安なる點は、封建時代の百姓町人よりも尙甚だしい。斯くて彼等は、常に自己を修養して其階級より離脱する機會を得ざるのみならず、殆んど人牛生活の價值をも味ひ得ざる有様である。而して所謂労働階級に屬する者は、いづれの國に於ても其國民の大多數である。故に斯

かる經濟組織は、労働者自身に對して極めて不利不幸なるものなるのみならず、彼等の天賦の才能を發達せしむる機會も彼等に與へざるが故に、國家の發展に對しても非常に不利なることは瞭かである。されば經濟上のデモクラシイは、國家のすべての産業を資本家階級の專制獨裁に委ぬることなく、國民全體の爲めに國民自から支配する産業組織を實現せんとするのである。而して之れを實行するに就いては、政治上のデモクラシイを實現すると略々同一の手段方法に依らんとするものである。

既に述べたる如く、政治上のデモクラシイは國民凡ての合議制に依つて實現されるのであるが、經濟上のデモクラシイもそれと齊しく凡ての産業を國民全體の合議制に依りて統轄することに依りて實現されべきである。けれども産業は政治の如く種類が一樣でない。故に之れを統一することは殆んど不可能である。此點政治と産業とは稍々其性質を異にして居る。されば凡ての産業を統一して、政治の如く國民全體の合議制に依つて之れを統轄することは殆んど不

可能である。併し乍ら資本家と労働者との合議制に依つて、凡ての産業を支配する原則は、如何なる場合に於ても適用出来る。國民が凡ての産業を一括して之れを支配することは不可能なるにせよ、資本家と労働者との合議の上、其經營する處の産業を支配することになれば、現今の經濟組織は根本的に改造される。加之、資本家と労働者との彼等の營むところの産業を協同經營することにすれば、國民が之れを經營すると大差はない。現在の如く産業を中心とする國家に於ては、資本家と労働者との殆んど國民全體を網羅して居る。故に資本家と労働者の協同經營は、國民が之れを支配すると事實上甚だしき差異はない。尤も獨占的産業にして、統一し得らるべき種類のものは、國民全體が之れを支配すべきである。斯くして凡ての産業が國民全體即ち國家の經營、若くは資本家と労働者との協同に依つて經營されるやうになれば、富の分配に就いても現今の如き不公平を見ることなく、従つて資本家と労働者との紛争軋轢も消滅する。而して労働者も現今の如き苦役生活を脱却し、生活上の餘裕を生じて自己

を修養し、人生を樂しむ機會を造り得るやうになるのみならず、適所に適材を配置し得るが故に、現今より一層生産能率を増進し得ることは疑ひない。

### 三、經濟上の機會均等主義

現在の經濟組織に於て常に問題となるのは、産業上に於ける資本家の專斷政治のみでなく、不公平なる富の分配、利子、賃銀等も亦其主なるものである。けれども獨占的性質を帯ぶる凡ての産業が國家の經營に屬し、其他の産業が資本家と労働者の合議制に依つて協同經營されるやうになれば、此等の諸問題も自から或程度迄解決されることになる。併し乍らデモクラシイの實現を論ずるに就いては、此等の諸問題に關して尙一應論及しなければならぬ。

富の分配の不公平に就いては幾多の原因がある。其主なる原因の一は、自己の勤勞に依つて收得せざる富を所有し得る制度の存在である。而して借料（經濟學上の意義に於ける）及び利子の存在も亦之れと關聯する所の他の原因で

ある。蓋し借地料又は利子は、産業上或特種のものをも所有することに依つて其所有者が得る所の富の分配である。此等は勞働賃銀の如く、直接生産に従事することに依つて受ける富の分配ではない。借地料は、土地といふ獨占物を所有することに依つて其所有者が受ける富の分配、利子は所謂資本なるものを所有することに依つて其所有者が受ける富の分配である。而して土地にもせよ、資本にもせよ、之れが之れを所有する者の生産上に於ける功績に對する所得として得られたものならば、之れを所有することに就いても相當の理由がある。けれども、自己の勤勞に依つて收得せしものを節約により若くは現在の快樂を將來に延期することに依つて貯へ得たる資本又は土地の所有權なるものは、事實凡ての資本及び土地所有權中極めて少部分に過ぎぬものである。而して其少部分は、過去及び現在に於ける經濟組織より生ぜし不公平なる富の分配に因由するものと言はねばならぬ。されば、經濟上、富の分配に對する此二種の要素を個人所有として存在せしむることを不可能ならしむれば、各個人に對する富の

分配は、凡て勞働賃銀に依つて定められることになる。

デモクラシーを經濟組織の上に徹底的に實現せんとすれば、土地又は資本といふが如き獨占的のものは、すべて國家の所有に歸せしむべきである。而して借地料及び利子が國家全體の所得となれば、其分配に就いて不公平の叫びを聞くことはなくなる。土地と資本との個人所有と、自己の勤勞以外に受くるところの富の所有とが、富の分配を不公平ならしむる主なるものである。されば根本的に之れを改めなければ富の分配を絶對的に公平にすることは不可能である。而して之れが實現出來るとすれば、富の分配は専ら勞働賃銀に依つて定められることになり、勞働賃銀に就いては、各人の生産に貢獻したる功績に依つて各自其富の分配を受くべき原則を採用すれば、如何なる人も恐らく異議はなからう。勞働賃銀の原則は必ず之れに依らねばなるまい。但富の分配に就いては、此一原則にのみ依ることは出來ない。例へて言へば、幼少なる子女は生産上何等の貢獻をしなないけれども、將來の生産を圖る爲めに彼等の健全なる發達

を要する。故に彼等も相當の富の分配を受けなければならぬ。斯かる富の分配を爲す原則は、各自の必要に應じてといふことである。斯くの如く凡ての富が各人の相當なる必要と、其生産に貢献せし勤勞に應じてといふ二大原則に依つて分配されることになれば、富の分配は必ず公平になる。而して各人が其必要と其勤勞とに應じて富の分配を得らるゝことになれば、何人と雖も借地料若くは利子といふが如き富の分配を受くる必要はなくなる。

凡ての土地と資本とが國家の所有に歸すれば、勞働と資本との争ひは全然消滅する。従つて産業上に於ける勞働と資本との合議制といふことも、自から大きな問題とはならぬ。前段に於て、國家の産業は、資本家と勞働者の合議制に依つて統轄さるべきだと述べたが、之れは借地料及び利子を富の分配の要素として存在せしむる場合のことである。若し借地料と利子とが、土地及び凡ての資本を國家が所有することに依り、國家の所得に歸すべき産業組織が實現されるれば、凡ての産業は資本と勞働との合議制に依つてと言ふよりは、寧ろ凡ての

國民の意志に依つて支配されることになる。斯くして初めて經濟上のデモクラシーが徹底的に實現されるのである。

#### 四、デモクラシーと税制問題

富の分配を不公平ならしむるものは、借地料、利子及び不當なる勞働賃銀のみではない。税制上に於ける國民の負擔に就いても甚だしき不公平がある。勿論、借地料及び利子が國家の所得に歸するやうになれば、國家の凡ての財源は之れに依つて維持出来るやうになるかも知れないが、茲には始らく租税の存在を前提として述べる。

凡そ租税の負擔は、之れを最も公平ならしむには、直接税以外の税金を悉く廢止せねばならぬ。轉嫁し得る税金の存在を認めて負擔の公平を圖ることは不可能である。租税の負擔は必ず擔税力に依らなければならぬ。租税を其納税者の擔税力に依つて負擔せしむるといふことは、恰も生産に貢献せる功績に依つ

て労働賃銀を制定するといふ原則と同意義に出づるものである。

要するに経済上のデモクラシーとは、現在の資本主義産業組織を改めて、資本家と労働者との合議制、又は國民の意志に依つて凡ての産業を經營管理すべき新産業組織を造り、現在に於けるが如き富の分配の不公平を矯正し、經濟上に於ても、凡ての國民に對して、機會の均等を得せしめようといふのである。尤も經濟上各人に對して遺憾なき機會の均等を與へんとすれば、借地料及利息を、自己の産業上に資せる功績に依つて得ざる資本及土地を所有するが如き現在の經濟的組織を根本的に改造しなければならぬ。之れが經濟上に於けるデモクラシーの歸結である。

## 5、社會上のデモクラシー

### 一、デモクラシーと階級制度

既に述べたる如く、政治上のデモクラシーは、各人其屬する國家の政治に對して平等なる發言權を有するといふことが其骨子である。又經濟上のデモクラシーは、各人の生活上に於ける必要と、各人の産業上に於ける貢獻——功績とに應じて富の分配を公平に爲し得らるべき産業組織を造り、各人に對し經濟上の機會均等を實現せんとするのが其主義である。而して社會上のデモクラシーとは、凡ゆる階級制度を打破し、各人に對して社會上に於ける機會均等を得せしむることを意味するのである。

凡そ生れながらにして人間に差別等級を附する程不公平なことはない。彼等はすべて此世界に於ける未知數なのである。然るに現在の社會に於て、其中の



成者は、單に其家門のみに依つて特別の地位を占め、特殊の權力を有して居る。斯かる社會制度は實に不公平なるのみでない。他の者の向上發展を阻碍するが故に、社會全體の損失は勿論。特權を受くる其人にとりても決して幸福なことではない。特權階級に屬する者は、其天賦の才能を發達せしむるにも亦之れを發揮せしむるにも、其他の者に比して極めて有利なる機會を有することは事實である。併し乍ら彼等は其故に反つて凡ての者と自由競争を爲し、其才能を研磨洗練する絶好の機會を與へられないのである。従つて彼等は眞に其實力を發揮し、眞に充實せる生活を營むことが出来ぬ。故に彼等の生活は概して安逸、閑散であるが決して豊富であるとは言へない。而も彼等の斯かる境遇は、其他の凡ての者の健全なる發達を妨げ、社會全般の運運を害すること大である。

元來、家門を基礎とする階級制度は專制政治に附随したもので、專制政治の存在する所には必ず家門に依る一種の階級制度がある。凡そ專制政治を維持せんとすれば、一方に於て權力を有する特殊の地位を獨占的のものとし、之れを

世襲的に存續せしむる必要あると共に、他方に於ては、多數の人民を成るべく不變不動の状態に於て生活せしむることが必要である。然らざれば專制政治は維持されない。而して多數の人民を成るべく一定不變の状態に於て生活せしむるには、其地位・職業をも世襲的のものと爲し、世々其祖先の家業を繼承し、専ら傳統的風俗習慣に依つて之れを營み、以て子孫の生活を圖ることとし、能ふ限り彼等の智能を啓發せざることである。之れが專制政治の下に於て家門に依る階級制度の生ずる所以である。而して斯かる階級制度の存在する所に於ては、各人が其生れながら授けられたる地位に満足し、専ら祖先傳來の職業を營んで居れば其生活は極めて安穩であつて、生活上の不安に脅かさるゝが如き虞れはない。併し乍ら斯かる制度の下に生存し、之れに満足する者は、決して進歩發達せざるもの。否な漸次衰退を免れざるものである。されば階級制度は、それが如何なる様式に於て存在するものにせよ、進歩發達の原則に反するもので、社會に於ける各人の能力を最高度に發達せしめんとするデモクラシーと

は、全く相容れざるものである。

家門を基礎とする階級制度の存在する所には又、長子家督相続若くは世襲財産相続制度が存在して居る。凡そ相続制度に依つて繼承される財産、即ち富なるものは、之れを所有する各自の勤勞に依つて各自が所得したものである。而も祖先若くは父母の功勞に依つて蒐集せる資産を子孫が繼承したのである。而も其祖先若くは父母の資産が子孫の間に等分に分配されるのではない。長子家督相続制度の存する處に於ては長子が其資産の大部分を收得し、其他の者は極めて少額の分配を受くるに過ぎない。のみならず、養子制度の存在する處に於ては、屬次財産所有者と何等の血族關係をも有せざる者——法律上強ひて作成せる關係以外には——が、其資産を繼承することがある。故に財産相続制度若くは世襲的財産相続制度なるもの必ずしも親の資産を子が繼承するといふのではない。又其子が之れを繼承するとしても、子供等の間に之れが平等に分配されるのではない。之れを親の立場から言へば、自己の努力に依つて蒐集せる自己

の資産（凡て自己の勤勞に依つて收得せるものなる場合）を、自己の欲する儘に之れを子女又は養子女に與ふるは、何の不都合も無きことと思惟せらるゝかも知れない。併し乍ら之れを受くる者よりすれば、何等自ら社會の生産に貢獻する所なくして富の分配を受くる不合理を冒す譯になり、而も之れが爲めに社會に於ける各人の社會的出發點を不公平ならしむるは争ふべからざる事實なのである。封建時代の如く、家に職業が附随し、且つ其職業が専ら傳統的のものであり、一家容族の生活が凡て家に依つて解決せられ、家が一家族の經濟的中心であつた時代に於ては、財産の長子相続制度も、世襲的財産相続制度も、或は已むを得ないものであつたかも知れない。けれども今日に於ては、何人とも兼も家に依つて傳來の職業を求むることは不可能と言つていい、各人自から其職業を求め、且つ自から其生活問題を解決し、迅速に變轉する社會情勢に適應して其生活の安定を図る爲めには、個人としても社會としても、各人の才能を最高度に發達發揮せしむべき萬全の途を講じなければならぬ。世襲的財産相

階級制度は少くとも之れと兩立し難はざるものである。

世襲的財産相続制度の存在する所には、普通家長制度がある。而して家長は一家眷属の生殺與奪の權を有する程專制獨裁的ではないとしても、相當嚴格なる階級制度が其一家族内に設けられて居るのが通例である。斯かる階級的家族制度の嚴存する家庭内に於て、各人の個性の完全なる發達を見るといふが如きは到底望み得られない。尤も之れに依つて家庭内に於ける秩序が安全に維持されるといふことはあるかも知れぬ。けれども之れは一方に於て權威の存在を、他方に於て隷屬の是認を意味することである。而して一家眷族の間に於ては、權威と隷屬の關係を以て秩序を維持するより、相互間の愛情に依つて之れを維持するが一層有力であらう。假令、一家族内にせよ、生年月日の順序に依つて人に階級を付けるが如きは、決して合理的とは言へない。デモクラシイは凡ての人を人として、其間に階級的差別を設けざることを主張するものである。但各人の才能と趣味とに依つて、其間に自から生ずる地位と職業との差別は之れを認める。

家族制度は、或意味に於て國家若くは社會の基礎的分子である。家族制度は、個人の集合體として最小限度のものであり、其内容に於ては、常に變化しつつある社會組織中の最も變らざる分子である。而して各人が愛情と同情とを養成されるのも、權利義務の觀念を識るのも、自制・服従及び協同生活の意義を學ぶのも、主として家庭に於てである。又宗教・道德等一般の修養も家庭に於て最も永続的の印象を受けるのである。されば國家又は社會の原型は、家族制度内に於て形成されるといふも決して過言ではない。故にデモクラシイの實現に就いても、其國家若くは家族制度以内に其發端を求めなければならぬ。

## 二、デモクラシイと結婚制度

家族制度に次いで重要な社會制度は結婚制度である。然るに世間動もすれば結婚を以て純然たる個人的問題の如く考へて居る者が多い。併し乍ら一國家

若くは一社會に於ける人民が、優良なる子孫を得ると否とは結婚に依つて決するるのである。而して國家又は社會に於ける凡ての人民の生活は協同的且つ相互的であるとすれば、結婚は個人的のものであるといふよりは寧ろ社會的のものであると謂はねばならぬ。斯く言はゞ結婚を個人的のものと考ふる人々は、結婚は異性間に生ずる戀愛に依りて始終すべきものであると主張し、戀愛は人生に於ける極美にして神聖なるもの、之れを社會の爲めに犠牲にするは、人生生活の意義を完うする所以に非ずと極論するかも知れぬ。けれども所謂自由結婚制度即ち自由戀愛の是認されて居る社會でも、事實に於て大多數の結婚は所謂戀愛結婚ではない。而して、人生の幸福と稱せらるゝが如き狂熱的戀愛に依つて成立する極めて少數の結婚もあるけれども、之れは殆んど凡てと言つても過言でない程悲劇に了るを例として居る。又所謂戀愛に依つて生ずる自由結婚と稱せらるゝものも、多くの場合必ずしも純然たる戀愛のみに依つて成立するものではない。結婚に導くべき戀愛の生ずるには、必ず兩者の間に特別なる境遇

特別なる家族又は朋友の關係が潜在して居るのみならず、兩者の間に於ける經濟問題も其成立に就き重大なる威力を有して居る。故に所謂自由結婚なるものも亦決して戀愛本位の結婚ではない。一體眞の戀愛なるものは、結婚前よりも寧ろ結婚後に於て生ずるものである。兩者の間に於ける獨特なる交情や、家庭に於ける共通の苦樂や、其子女養成の責任分擔等が、眞に神聖なる戀愛を醸成するに至るのである。されば戀愛を以て結婚を成立せしむる基礎としなければならぬといふ理由は決して有力なものではない。

若し戀愛を以て結婚の本位とすれば、其結婚より生ずる子女に就いては更に考慮を費さぬことになるであらう。凡そ熱狂的戀愛は兩者の間に於ける本能の欲求を満足することを以て足れりとするのであるから、其結果、子女が出来ても出来なくても、それは問題でない。従つて其社會に於て優良なる子孫の繁榮を希望することは出来ぬ。さればデモクラシイの實現に就いては、斯かる結婚制度を排斥する。デモクラシイは、國家若くは社會に於て、生を享けたる凡て

の者をして其天賦の才能を最高程度に發達せしむるのみならず、其才能をして最高能率を發揮せしめんとするものである。故に其國家又は社會に新に生るゝ者の素質を最も優良ならしめなければならぬ。

デモクラシイの社會に於ては、結婚を社會的のこととして考慮する。故に戀愛本位の利己主義的自由結婚制度を排斥すると共に、階級と階級、家と家、社會的地位と地位、金と金とを以て結婚の本位とするが如き、強制的結婚制度も亦其禁物とする所である。社會的地位や、門地門閥を條件として成立せしむる強制的結婚制度は、將來よりは寧ろ過去を中心とする結婚である。されば斯かる結婚制度に依りて優良なる子孫を求むることは不可能である。

斯くてデモクラシイを実現するに就いては、從來の結婚に對する觀念を根本的に改めなければならぬ。從來の結婚制度の多くは、所謂戀愛を本位とするものでなければ、階級制度を維持せんとする愚意に基く強制的のものであつて、之れは孰れも個人を中心とする利己主義に基くものである。斯かる制度に依り

て優良なる子孫の繁榮を圖ることは望まれない。前述の如く結婚より生ずる社會的結果を考慮すれば、結婚は當然社會的觀念を基礎として行はるべきである。斯くして初めて何人も結婚に對して重大なる責任を感じ、又結婚後兩者の間に神聖なる戀愛が生じ、國家又は社會全體として最も多くの優良なる子孫を得ることも出来るのである。此意味に於て必要あれば人種改善論者の唱ふるが如き一種の強制的結婚制度を設くるもよからう。いづれにせよ、デモクラシイを実現するに就いては、結婚を個人的の問題としてはならぬ。結婚は社會的に最も重大なる事件なりとの觀念を基礎として結婚制度を設くべきである。

### 三、デモクラシイと宗教制度

社會制度中、宗教に關する諸制度も亦重なるものの一である。アリストロトルは、「人は政治的動物なり」と言つた。又或る經濟學者は、「人は經濟的動物なり」と言つてゐる。之れと同様の意義に於て、「人は宗教的動物なり」とも

言ひ得られる。凡そ如何なる人と雖も、先天的に一種の宗教心を備へて居らぬものは無い。神や佛の存在を全く否認しようとする人でも、必ず一種の宗教心は有つて居る。スベンサーの如き無神論者さへも、熱烈なる宗教心は有つて居るのである。されば如何なる社會に於ても、宗教は有力なる一種の社會制度を構成して居る。而して原始時代に於ては、宗教は社會の秩序を維持する唯一の原動力であつたと言つても過言でない。我國の古代に於ては、宗教が政治の基礎であつた。而して文化の幼稚なる時代に於ては、孰れの國に於ても爲政者は宗教を利用し、人民を隸屬屈從せしめた歴史を有して居る。故に現代に於ても動もすれば宗教は階級制度を維持する爲めに利用される傾きがないとは言へぬ。言ふ迄もなく之れはデモクラシーの主義に反するものである。デモクラシーを實現するに就ては、凡ての宗教に對して絶対に自由でなければならぬ。特殊の宗教制度を設くるが如きは、デモクラシーに反するものである。

以上の外、風俗・習慣・禮儀・作法等に關聯する幾多の社會制度があるけれども、右に述べたる重要なる社會制度に對するデモクラシーの根本觀念が了解せらるれば、他は自から理解し得られると思ふから之れを省略する。

2,255

昭和二十年十一月十日印刷  
昭和二十年十一月廿日發行

版權  
所有

不許複製

新生日本と民主主義

憲法改正論

定價三圓八十錢

著者 植原悦二郎

東京市山王本町六十五番地

發行者 大野治輔

東京市小石川區神町九十二番地

發行所 二葉書店

東京市小石川區神町九十二番地

印刷所 株式會社二葉印刷所

東京市王子區坂付町一ノ二〇八

983

186



